

第 1 章 総 論

1 潤いと生きがいのある生涯学習社会の実現 〔生涯学習の充実〕

5

わが国における本格的な人口減少社会の到来、産業構造・就業構造の変化、グローバル化・情報化等の一層の進展、人々の支えあいと活力ある社会の構築等、社会環境の変化には著しいものがあり、人々のニーズは、ますます多様化・高度化している。

このような状況の中、生涯学習・社会教育の分野においては、今後、特に、個人が自立し、また、自らを律し、他と協調しながら、その生涯を切り拓いていく力を身に付けるとともに、それを地域社会全体の力に結びつけていくことが求められており、学習活動を通じて、地域住民等の中の「絆」を築き、互いに学び合い、交流し、能力等を高め合うことのできるような「地域の力」を引き出し、具体的な実践につなげていくことの重要性が増している。

10

そのため、第三次沖縄県生涯学習推進計画に基づき、「人づくり、地域づくり」に取り組み、「潤いと生きがいのある生涯学習社会の実現」に向け、生涯学習振興のための諸施策を推進する。

15

(1)生涯学習推進体制の充実

①基本的な考え方

20

県民が「いつでも、どこでも」必要とする学習を可能にするため、生涯学習推進体制・基盤の整備を図るとともに、市町村や大学等の高等教育機関、民間教育事業者等と連携した生涯学習ネットワークの整備を促進し、高度情報通信技術を活用した生涯学習機会の拡充を図る。さらに、学んだ成果が適切に評価され、社会に生かせるような生涯学習評価システムと体制の整備を推進する。

25

また、本県全体の生涯学習の推進を図るためには、総合行政の役割を担う沖縄県生涯学習推進本部の体制を強化するとともに、市町村においても、生涯学習推進本部等を設置し、生涯学習推進体制の整備を図る必要がある。

②主要課題

ア 県生涯学習推進本部の活性化を図り、総合組織としての実働性を高める必要がある。

30

イ 市町村の生涯学習推進体制の整備を図る必要がある。

ウ 地域課題の解決に資する学習機会の充実を図る必要がある。

エ 生涯学習・社会教育指導者の養成及び資質向上研修会等の充実を図る必要がある。

35

オ 社会教育施設、関係施設団体、民間団体、大学等との積極的な連携を図る必要がある。

③施策の方向

- ア 第三次沖縄県生涯学習推進計画に基づき、行政各部局が一体となって生涯学習に関する諸施策を具体的に推進する。
- イ 生涯学習推進本部が、生涯学習を総合組織として推進するための体制の強化を図る。 5
- ウ 「沖縄県生涯学習審議会」及び「社会教育委員の会議」を積極的に運営し、答申・提言等を生涯学習施策に反映させる。
- エ 市町村等の連携・協力を推進し、市町村生涯学習推進体制整備の充実を図る。
(生涯学習推進本部等の設置、答申・建議・提言等、生涯学習振興計画等の策定、生涯学習の中心的施設等の設置、教育の日の設定、フェスティバル・発表会等の設定) 10
- オ 生涯学習・社会教育指導者の養成及び資質向上研修会等の充実を図る。
- カ 生涯学習推進センター機能の充実を図る。
- キ 学習活動を通じた地域の「絆」の再構築と地域課題の解決を図る。 15

(2)県民の学習ニーズに応える学習機会の充実

①基本的な考え方

社会の著しい変化に伴い、人々の学習意欲が新たな高まりをみせ、個人や団体等による自主的な学習活動が行われている。これらの学習ニーズや県民の生涯の各時期における人間形成及び学習課題に応えるため、学習情報及び学習相談体制の整備、学習機会の提供、併せて指導者の養成や人材バンクの整備等、学習活動への積極的な支援に努め、生涯学習社会の実現を図る。 20

②主要課題

- ア 生涯学習に関する支援、相談、研修等の充実を図る必要がある。
- イ 「おきなわ県民カレッジ」について、県民に対する広報啓発活動の取組を充実させる必要がある。 25
- ウ 「おきなわ県民カレッジ」、「沖縄県生涯学習情報プラザ」及び「遠隔講義配信システム」の質・量の一層の充実を図る必要がある。
- エ 全県的に生涯学習を推進する中で、市町村間で取組の地域格差が生じないよう、各市町村への支援を充実することが必要である。 30

③施策の方向

- ア 生涯学習推進センターを拠点として、生涯学習に関する支援・相談・研修等の充実を図る。
- イ 「おきなわ県民カレッジ」の機能の拡充を推進するため、市町村や高等教育機関等と連携し、主催講座及び連携講座の充実を図るとともに、県民への周知を図る。 35
- ウ インターネットなどを活用した、市町村や高等教育機関等との全県的・広域的な連携による「沖縄県生涯学習情報プラザ」の整備・充実を図る。
- エ 遠隔講義配信システムの整備・充実により、県民の学習機会の拡充を図る。
- オ 学習成果の適切な評価の在り方について調査研究を進める。 40

2 自ら学ぶ意欲を育む学校教育の充実 〔学校教育の充実〕

平和で安らぎと活力のある社会の形成者として、生涯にわたる学習の基礎を培い、豊かな心を持ち、たくましく生きる人材を育成するためには、その基礎・基盤となる教育の役割は極めて重要である。 5

そのため、学校では幼児児童生徒の発達段階を踏まえ、組織的・計画的・継続的な教育を行うことが肝要である。さらに、基礎的な知識及び技能の習得と、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、応用力等を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うことが大切である。 10

また、豊かな人間性や社会性の育成を図るため、各教科・科目、道徳、総合的な学習の時間、特別活動、体験学習、奉仕活動等の学校の教育活動全体を通じて「心の教育」を推進する。

学校体育・スポーツ及び健康教育においては、心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解と運動の日常的な実践を通して、運動に親しむ資質や能力を育てると同時に、健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図る。さらに幼児児童生徒に危険回避能力を身に付けさせるため、防犯・防災教育の充実を図るとともに、明るく豊かで活力のある生活を営む態度を育成する。また、健康な心身を育むためにも食育を推進することが重要である。 15

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校においてその充実に努める。 20

幼児期の教育においては、幼児一人一人に基本的な生活習慣を定着させるなどの生涯教育の基礎を身に付けさせ、それぞれの個性を大切にする教育を推進する。

魅力ある学校づくりを推進するために、地域に開かれた学校、教職員としての使命感、資質・能力を向上するための教職員研修の充実、学校教育の基盤となる施設・設備の充実を図る。 25

(1)心の教育の充実

①基本的な考え方 30

少子高齢化や核家族化、情報化の進展などの社会環境の急激な変化は、物質的な豊かさと相まって、価値観の多様化や人間関係の希薄化をもたらす一因となっている。子どもたちは、人間としての在り方生き方など確固たる拠り所を見いだすことに苦慮する状況にあることも否めない。

そのため、学校においては、命の大切さや思いやりの心、善悪の判断や公共心などの規範意識、正義感や公正・公平を重んじる心、美しいものに感動する豊かな感性、自立心、自己抑制力、共生の心など「豊かな心」を育み、自らの人生をよりよく生きていけるようにするため、幼児期から「心の教育」の充実を図ることが大切である。 35

②主要課題

ア 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度などの道徳性を培う道徳教育を、道徳の時間（道徳科）を要として、学校の教育活動全体を通じて、適切に行う必要がある。

イ 平和・人権教育について、実体験者が高齢化する等、体験談等に触れる機会が減少する中、先人たちが育んできた平和と共生の精神を生かし、内容の充実を図る必要がある。また、生命を尊重し、他人の立場を理解し、思いやりや寛容の精神を育成する必要がある。

5

ウ 心の教育を通して解決すべき生徒指導上の課題として、児童生徒の生命に関わる深刻な事案の発生、暴力行為、いじめ等の問題行動の未然防止について、学校・家庭・地域が連携し解決に取り組む必要がある。

10

③施策の方向

ア 学校の教育活動全体を通じて、人間としての在り方生き方についての自覚を深めるとともに、自他の生命を尊重する心を基盤に、豊かな心を育むため、ボランティア活動や自然体験活動など、豊かな体験を通して児童生徒の内面に根ざした道徳性を育むように努める。さらに、家庭・地域社会との連携による道徳教育の充実を図る。

15

イ 人権意識の高揚に努めることや日常の集団生活を通してルールを守ることの重要性を理解させる等、規範意識を育む取組の充実を図り、国際社会の一員として、平和的な国家及び社会の形成者にふさわしい資質を育てる。

20

ウ 「自己決定の場を与える」「自己存在感を与える」「共感的人間関係を育成する」の生徒指導の3つの機能を核とし、学校・家庭・地域が連携した生徒指導を充実させ、問題行動等の未然防止を図る。特に、教職員が一人一人の児童生徒に目を向け、早期発見・早期対応に努めるとともに、学校が組織的に取り組むことが重要であり、きめ細かな支援の充実を図る。

25

(2)確かな学力の確立

①基本的な考え方

幼児児童生徒に確かな学力を身に付けさせるためには、各学校における「わかる授業」の構築を推進し、校内研修の充実と児童生徒の実態に基づいて作成している「学力向上推進のための取組構想図」の活用を支援するとともに、経年研修をはじめとする各種研修会等の取組を充実させ、教師の授業力の向上を図ることが必要である。

30

また、学力の向上を図るためには、児童生徒一人一人が自分の目標とする進学や就職等の達成に向かう目的意識の高揚や学習意欲の醸成のための取組が必要である。

35

さらに、「早寝、早起き、朝ごはん」等の規則正しい「基本的な生活習慣」を身に付けることも「確かな学力」の向上につながる大切な要素であることを保護者に理解してもらい、家庭と連携して推進していくとともに、各機関と連携を図り、ネットワークの構築など県民総ぐるみの取組を推進する必要がある。

40

②主要課題

ア 本県の児童生徒は全国学力・学習状況調査において、小学校、中学校ともに全国平均に及ばない状況であるが、徐々に全国平均との差が縮まっており改善の兆しがみえる。しかし、本県の実態として、学習内容の定着が弱い児童生徒や基本的な生活習慣が確立していない児童生徒の割合が他の都道府県に比べて高いことから、その解決に取り組む必要がある。 5

イ 本県は、高等学校や大学等への進学率が全国平均に及ばない状況であることから、教師の授業力向上を図るとともに、生徒が意欲的に学ぶ環境づくりを整備する必要がある。

ウ 学力の厳しい子どもたちの対策を講じ、学力の底上げを行う。 10

③施策の方向

ア 「生きる力」を育成するために、キャリア教育の視点を踏まえた学力向上の取組を行うことで、幼児児童生徒一人一人に夢や希望を持たせ、学ぶ意欲の向上を図る。

イ 幼児児童生徒一人一人に「確かな学力」を身に付けさせるため、学習指導要領に示された学習内容を確実に身に付けさせることを基盤に、学力向上に係る課題解決のため、具体的・効果的な取組を推進する。特に、小学校低学年からの取組を強化するとともに、各学年においてつまずきやすい内容を丁寧に指導するなど、わかる喜びを味わわせ学習意欲を高める授業を展開する。また、「基本的な生活習慣」の確立により、学力の向上を図る。 15 20

ウ 高等学校においては、県内はもとより、県外や海外へも進学・就職できるような力を身に付けさせるために事業を拡充し、本県生徒の進路実現を支援する。

(3)たくましい心と体を育む教育の充実

①基本的な考え方 25

幼児児童生徒が、生涯を通じて運動に親しむ能力や健康で明るく豊かな生活を営む態度を育てるため、学校体育・スポーツ及び健康教育の充実を図る必要がある。

このため、体育・スポーツ活動については、心と体を一体としてとらえ、生涯にわたる豊かな「スポーツライフ」の基礎を培う観点に立ち、学習指導の工夫・改善を図る。併せて、運動部活動の活性化や適正化を促進し、発達段階に応じた基礎的な体力の向上に努める。 30

また、本県の伝統文化である空手道及び郷土の踊り等を教科体育や学校行事に積極的に取り入れるとともに、指導者の育成及び地域指導者の活用にも努める。

健康教育においては、健康に関する新たな現代的課題に適切に対処するために、学校保健、学校安全、学校給食を総合的にとらえ、体験的な学習活動の充実を図り、各学校の健康課題に組織的に取り組み、幼児児童生徒の心身の健康の保持増進に努める。さらに、学校安全指導者の資質向上を図るとともに、危険回避能力を身に付けさせるための防犯・防災教育の充実にも努める。 35

②主要課題

ア 幼児児童生徒の運動・スポーツへの関心・意欲や体力・運動能力の向上等を図るため教科体育の充実を主として、運動部活動や体育・スポーツ環境の整備及び指導者の意識の高揚と資質能力の向上、並びに学校体育団体や学校体育研究団体の充実強化を図る必要がある。

5

イ 本県の伝統文化である空手道及び郷土の踊りの継承・発展を図るため、教科体育や学校行事等で積極的に取り入れることや、指導者の育成及び地域指導者の活用が必要である。

ウ 健康教育においては、薬物乱用、性の逸脱行動、増加傾向にある肥満や生活習慣病、感染症及び学校安全に関する新たな課題等は年々深刻化しており、適切かつ早急に対処する必要がある。

10

エ 学校安全においては、学校安全指導者養成講習会における地域安全マップの作成及び指導者の資質向上、防犯・防災避難訓練の実施等、幼児児童生徒の危険回避能力を身に付けさせるための防犯・防災教育の充実を図る必要がある。

オ 幼児児童生徒が生涯にわたって健康を保持増進するためには、自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育成する必要がある。

15

カ 複雑多岐にわたる現代的健康課題や学校安全に関する課題に対処するためには、養護教諭、栄養教諭、スクールカウンセラー、専門医等及び関係機関と連携した取組を行う必要がある。

③施策の方向

20

ア 幼児児童生徒の体力の向上を図るため、体力・運動能力テストの計画的な実施をはじめ、幼児児童生徒の生涯にわたる運動・スポーツの実践力を培う研究指定校の推進や各種研修会を開催し、指導者の育成及び資質能力の向上に努める。

また、学校における運動部活動の活性化・適正化及び児童生徒の体力や競技力を向上させるため、中学校・高等学校の運動部活動に外部指導者を活用するとともに、学校体育関係団体や学校体育研究団体との連携に努める。

25

イ 空手道及び郷土の踊りが、教科体育や学校行事等で積極的に取り入れられるよう、講習会・研修会等を開催し、指導者の育成及び地域指導者の活用に努める。

30

ウ 幼児児童生徒の心身の健康の保持増進を図るためには、学校保健委員会等を活性化させ、組織的に取り組むとともに、学校の教育活動全体を通じた健康教育を行い、健康に関する基本的な知識・技術の習得や理解を図るとともに、適切な行動が実践できる能力の育成に努める。

エ 幼児児童生徒の危険回避能力を身に付けさせるためには、防犯・防災避難訓練の実施や学校安全指導者養成講習会等を開催する等、防犯・防災教育の充実に努める。

35

オ 養護教諭や栄養教諭等の専門性を生かすとともに、関係機関・団体及び専門医等の積極的な活用に努める。

(4)食育の推進

①基本的な考え方

食は人間が生きていく上での基本的な営みの一つであり、健康な生活を送るためには健全な食生活は欠かせないものである。しかしながら、近年の子どもの食生活を取り巻く社会環境の変化などに伴い、偏った栄養摂取、食生活の乱れ、肥満や過度の痩身など、生活習慣病と食生活の関係も指摘され、望ましい食習慣の形成に係る指導の充実が求められている。特に、成長期にある幼児児童生徒にとって、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響をおよぼすものであり、極めて重要である。

5

現在、国においては、食育基本法の施行や食育基本計画の策定、学校給食法の改正などにより、学校給食の充実を図るとともに、学習指導要領総則に「学校における食育の推進」を位置付けるなど、学校の教育活動全体を通じて取り組むことの必要性を示している。

10

本県においても、各学校における食育の充実に努め、家庭や地域・関係機関と連携し、幼児児童生徒に様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得させ、健全な食生活を実践することができる能力を育成していくことが必要である。

15

②主要課題

ア 幼児児童生徒の発達段階に応じて、栄養や食事のとり方などについて、正しい知識を習得し、自ら判断し、実践していく力を身に付けさせるよう指導の工夫を図る必要がある。

20

イ 学校給食を実施するにあたっては、安全で、適切な学校給食を提供するとともに、学校給食に地域の地場産物の活用を促進したり、地域の行事食を提供するなど学校給食の充実に努める必要がある。

ウ 栄養教諭等を中心に全職員で食に関する指導の全体計画の作成及び充実を図るとともに、学年が上がるにつれて朝食欠食率が上がる傾向にあることについて対策が必要である。

25

エ 家庭や地域における望ましい食習慣を確立するため、「日本型食生活」の実践について啓発するとともに、栄養教諭等を中心に食品の安全、栄養の摂取など、様々な機会を通じて食に関する情報の発信に努める必要がある。

30

③施策の方向

ア 幼児児童生徒の発達段階に応じた指導を行うとともに、食に関する豊かな体験活動の充実を図り、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育ていくための基礎が培われるよう指導の工夫に努める。

イ 望ましい食生活や食料の生産等に対する子どもの関心と理解を深めるとともに、学校給食における地場産物の活用の推進や米飯給食の推進に努める。

35

ウ 学校給食を「生きた教材」として活用した食に関する指導や個別の相談指導について、学校の教育活動全体を通じて推進する。また、学校における食育推進の評価指標（朝食欠食率、学校給食残食率等）を設定し、その改善を図り、食育推進に努める。

40

エ 家庭や地域における幼児児童生徒の食生活の状況、基本的な生活習慣に係る課題、健康課題などについて共通理解を図り、課題解決に向けた取組を推進する。

(5)特別支援教育の充実

5

①基本的な考え方

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

10

そのため、特別支援学校及び特別支援学級の幼児児童生徒に加えて、通常の学級に在籍する教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒も対象として、一人一人の教育的ニーズに応じて、基礎的な環境整備と合理的配慮を基に幼児期から高等学校・特別支援学校高等部卒業に至るまで、的確かつ具体的な指導や関係機関と連携した幅広い支援を充実していく。

15

②主要課題

ア これからの特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加の促進を目指し、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための合理的配慮を基礎とした、適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

20

イ 特別支援学校において障害の重度・重複化、多様化への対応を含め、センター的機能を強化するとともに、小・中学校等において教員の専門性の向上を図ることが必要である。また、一部の特別支援学校では、児童生徒数の増加に伴う過大規模化などの課題解決が必要である。

ウ 特別支援教育のより一層の充実を図るためには、保護者、地域社会に対し、特別支援教育に対する理解・啓発を一層推進する必要がある。

25

エ 障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が共に活動することは、双方の社会性や豊かな人間性を育成し、共生社会の基礎を築く上で重要であり、地域社会の実態に応じて活動を共にする機会を積極的に設ける必要がある。

③施策の方向

30

ア 全ての学校に在籍する障害のある幼児児童生徒に対する基礎的環境整備と合理的配慮を基礎とした、指導・支援体制の整備に努める。

イ 障害のある幼児児童生徒に対する正しい理解と認識を図り、適切な就学を推進する。

ウ 特別支援教育に係る地域のセンター的機能の発揮や、教育環境の改善・整備など、特別支援学校の充実に努める。

35

エ 障害のある幼児児童生徒が、障害のない幼児児童生徒や地域社会の人々と活動や学習をともにし、相互理解を深める交流及び共同学習の充実に努める。

(6) 幼児教育の充実

① 基本的な考え方

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、義務教育及びその後の学校教育全体の生活や学習の基盤の育成につながることから、その役割は非常に大きい。幼児一人一人に基本的な生活習慣を定着させる等の生涯教育の基礎を確立することが必要である。

5

子どもの発達や学びの連続性を保障し、質の高い幼児教育が受けられる教育環境等の整備を市町村と連携して推進するとともに、幼児期の教育と児童期の教育を円滑に接続し、系統的な教育が行われるよう幼児教育の充実を図る。

そのため、これまで築かれてきた本県の幼児教育の特色を生かしつつ、就学前教育の視点から、国の示す施策を考慮し、本県独自の幼児教育の在り方を市町村並びに関係部局と連携のもと構築する。

10

市町村は県の幼児教育推進の施策を参酌し、独自の幼児教育推進の政策を定め、施設の整備や教職員の配置を行う等の幼児教育の推進を図る必要がある。

② 主要課題

15

ア 本県における就学前教育に係る課題について、関係部局と共有化を図る必要がある。

イ 幼稚園教育要領では、3歳児からの長期的な見通しをもった教育課程が編成されており、3年保育に向けた取組の強化や小学校教育につなぐ接続期カリキュラムを策定する必要がある。

20

ウ 働く保護者の増加により、保護者や地域から預かり保育のニーズが高まっており、その量の拡充と質の向上を図る必要がある。

エ 特別支援教育の体制整備が不十分であり、幼稚園教職員の専門性の向上を図る必要がある。

オ 各市町村における「幼児教育政策プログラム」の策定を促進する必要がある。

25

③ 施策の方向

ア 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるため、質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を推進する。

また、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校の連携を推進する。

30

イ 幼稚園の3年保育を促進し、就学までの3年間の長期的見通しをもった教育課程を推進することにより、系統的な教育等の幼児教育の質の向上を図る。

ウ 子育て支援のあり方への理解推進や預かり保育における市町村の課題への対応に努めるため関係部局との連携を図る。

エ 特別支援教育に係る研修会を実施し、幼児期の特別支援教育の充実を図る。

35

オ 「幼児教育政策プログラム」の未策定市町村に対し、資料の提供等、連携を図りながら策定を促進する。

(7)個性を大切にせる教育の推進

①基本的な考え方

幼児児童生徒一人一人の習熟の程度に応じた指導など、個に応じた指導の充実を図り、指導方法等工夫改善に係る教員を配置するなど、その活用及び効果等に関する実践的な研究を推進することが重要である。

5

また、キャリア教育では、幼児児童生徒が、将来直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくために、一人一人が、学ぶこと、働くこと、そして、生きることについて自己の問題として真剣に受け止め、自らの意思と責任で考え、判断していくことが大切である。

さらに、へき地教育では、へき地の特性である「へき地性」「小規模性」「複式形態」を生かして、地域に根ざした創意ある教育課程を編成・実施し、主体的で創造性豊かな幼児児童生徒の育成のための教育を推進する。

10

②主要課題

ア 幼児児童生徒の習熟の程度に応じた指導に係る推進計画や指導計画等に基づいた指導方法、学習形態などを工夫し、「わかる授業」の構築に努める必要がある。

15

イ キャリア教育の一環として、望ましい勤労観・職業観を育むため職場見学、職場体験学習、就業体験等を実施し幼児児童生徒の発達に段階に応じた体験活動に取り組み、これらを推進する上で、産業界との連携強化を図る必要がある。

また、将来のスペシャリスト・地域産業を担う人材・人間性豊かな職業人の育成が求められており、地域産業との連携のもと実践的な職業教育の充実を図る必要がある。

20

ウ へき地の学校においては、少人数・複式学級における学習指導の改善・充実を図り、その課題解消に努めるとともに、合同学習、集合学習、交流学习を積極的に推進し、幼児児童生徒の自主性・社会性を育む必要がある。

25

③施策の方向

ア 幼児児童生徒一人一人に豊かな心を育むとともに、確かな学力を身に付けさせ、保護者や地域の信頼に応えることができるよう、一人一人の個性に応じ、その能力を最大限に伸ばす教育活動を推進する。

イ キャリア教育においては、グローバル化する社会の変化や産業界の動向も見据え、社会的・職業的自立につながる望ましい勤労観・職業観を身に付けさせ、自己の個性を生かした進路選択ができる態度や能力を育むことが必要である。そのために各学校においては、社会力（社会に適應する力、社会を生きる力、社会を変える力）を育むため、発達段階に応じたキャリア教育の推進を図る。

30

また、本県の産業振興を担う人材の育成のため、専門高校等において産業界等と連携した実践的な職業教育を推進する。

35

ウ へき地教育においては、地域の特性を生かし、幼児児童生徒一人一人の実態に応じた体験的活動を取り入れ、地域の良さを体感させることで、地域への誇りと愛着を持たせる。また、ICTの活用と言語活動を重視した指導方法・指導体制を工夫・改善し、地域に根ざした特色ある教育活動を推進する。

40

(8) 魅力ある学校づくりの推進

① 基本的な考え方

学校を取り巻く環境が変化する中、学校教育においては、幼児児童生徒の能力・適性、興味・関心、進路等の多様化・複雑化をはじめ、国際化、情報化、科学技術の高度化等の社会の変化、教育の諸制度の改革に的確かつ柔軟に対応することが求められており、魅力ある学校づくりが一層重要になっている。

5

中・長期的な視点に立った総合計画として「県立高等学校編成整備計画」及び「県立特別支援学校編成整備計画」を策定し、学び直しを具現化する新しいタイプの学校の設置や特色ある学校づくり等を推進する。

10

信頼される学校づくりにおいては、地域や学校、幼児児童生徒の実態等の正確な把握・分析を基に、それぞれの学校の教育課題を明確にし、校長のリーダーシップの下、教職員の役割分担の明確化などを通じて業務を効率化するなど、組織的・機動的な学校運営を実践していくことが重要である。

そのため、創意工夫を凝らした特色ある学校づくり、学校・家庭・地域社会との相互連携と開かれた学校づくり、教職員としての使命感、資質・力量・識見を高めるための教職員研修の実施、教育の基盤となる施設・設備の充実を図ることが必要である。

15

② 主要課題

ア 多様な幼児児童生徒の実態に対応して、各学校がそれぞれの個性を最大限に伸ばさせるため、幼児児童生徒のニーズを踏まえ、創意工夫を凝らした特色ある学校づくりが必要である。

20

イ 幼児児童生徒の健全育成や教育の目標の具現化に向けて、学校、家庭、地域社会が応分の責任を持ち、三者が一体となって教育に取り組み、学校が広く様々な分野から協力を得て、家庭、地域社会に開かれたものとしていく必要がある。

25

ウ 国の教育動向や県の教育主要施策を踏まえて今日的教育課題を明らかにし、各研修実施機関の研修事業の充実・強化や学校長のリーダーシップの下、組織的・計画的な校内研修及び各種研究会活動の活性化を図る必要がある。

エ 快適で安全な学習環境の充実を図るために、校舎等の新增改築及び普通教室等への空調等の整備が必要である。

30

③ 施策の方向

ア 幼児児童生徒一人一人の多様な能力・適性、興味・関心、進路等に応じた教育の推進を図り、未来を創る個性豊かな子ども達を育成するため、地域や学校の実態等に応じて各学校が主体的に企画・運営する特色ある学校づくりを支援する。

35

イ 自らの教育活動の状況について積極的に情報提供するなど説明責任を果たしながら、学校評価、学校評議員、地域人材の活用により保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を求めていく。

40

- ウ 教職員のライフステージに応じ、教職員としての使命感と専門性を高めるための研修を実施する。また、県立総合教育センターや各研修実施機関との連携のもとに実践的な指導力向上を図るための各種研修の充実を図る。
- エ 時代に対応した施設・設備の整備、充実、快適で安全な学習環境の充実を図るために校舎等の新增改築、普通教室への空調等の整備の推進を図る。

5

10

15

20

25

30

35

40

3 多様化、高度化する社会の変化に対応した教育の推進 〔国際社会・情報社会等への対応〕

21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であると言われている。

このような知識基盤社会化やグローバル化に対応した多様な人材を育成するためには、本県の地理的条件や歴史的経験を生かし、異文化の理解や自国の文化を尊重する態度及び国際協調の精神等を教育の中で育み、海邦交流拠点を担う広い視野に立った人材育成に努めなければならない。

そのため、沖縄県がアジア・太平洋地域における拠点として、高い国際性や専門性に富む人材育成を図るため、小・中・高校生等の外国語教育（英語、中国語、その他）や国際理解教育を推進する。

また、県民生活の向上に向けた情報通信基盤の整備の推進や医療、福祉、教育、防犯・防災等の各分野における情報通信技術の活用等、本県の情報通信産業がリーディング産業として一層の振興発展を遂げるためには、専門的な知識と技術を持った人材の育成が求められており、子どもたちの情報活用能力を育成することが不可欠である。

さらに、知識基盤社会を牽引する人材の育成には、社会・経済発展の原動力である科学技術の振興が必要である。次代の科学技術を担い、沖縄から世界に羽ばたく研究者や技術者となる人材を育成するために、学校においては地域の研究機関や大学院大学等との連携を深める等、児童生徒の科学技術への興味・関心を育み、豊かな感性と創造性の向上を図っていくことが必要である。

(1)国際社会に対応した教育の推進

①基本的な考え方

知識基盤社会化が進展する中であって、グローバルな視点を持つとともに、国際理解教育の推進を図り、国際性豊かな視野の広い人材の育成が必要である。

また、国際交流や国際貢献を積極的に行っていく上で、コミュニケーションの手段としての外国語の重要性はますます高まっている。これからの学校教育においては、早期外国語教育の実施等、外国語教育の改善・充実を図り、「交流と体験」を通して外国語によるコミュニケーション能力の育成を一層推進する必要がある。そのため、教職員や高校生の海外派遣や研修の充実、海外における交流拠点の形成など「英語立県沖縄推進戦略事業プロジェクト」の多面的な展開、さらに高等学校における「英語の授業は英語で行うことを基本とする。」の実施に取り組んでいく。

一方、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球環境問題が我々人類の共通の課題となっている。その解決には世界各国の協力が最重要である。

このため、地球的規模で考え、より良い環境づくりや環境の保全に地域で行動できる人材の育成に努めなければならない。

また、地球規模の環境問題でも、その原因や解決策は私たち一人一人の生活に直結したものであることを認識し、身近なところから環境に配慮した行動がとれるよう発達段階に応じ、組織的・計画的・継続的かつ実践的な環境教育を推進する。

②主要課題

5

ア 国際理解教育を小学校段階から推進し、その充実を図る必要がある。

イ 小学校外国語活動のさらなる充実を図るとともに、外国語教育における小・中・高・大学の連携と役割を明確にしつつ、学びの連続性を踏まえた系統的な外国語教育を推進する必要がある。

ウ 外国語（英語、中国語、その他）によるコミュニケーション能力の育成が一層求められており、さらに、「国際性」と「個性」を涵養する教育システムの拡充を図る必要がある。

10

エ 本県在住の外国人を人材として活用し、地域特性を生かした国際交流を推進していく必要がある。

オ 教職員の英語授業の在り方に対する意識の変革と海外での研修の充実を図る必要がある。

15

カ 海外留学生派遣事業等の拡充とともに、海外姉妹校等の提携拡大や大学院大学等の県内施設の活用による「交流と体験」の機会をより多く設ける必要がある。

キ 環境教育は、地球環境の保全やよりよい環境の創造のために主体的に行動する資質、能力を育成していくため、環境保全に参加する態度や環境問題解決能力を育む必要がある。

20

③施策の方向

ア 本県の地理的・歴史的な特性を生かし、日本の国際貢献の一翼を担い、アジア・太平洋地域や諸外国との交流を行う中で、自国の文化を敬愛し、異文化を尊重する態度や資質、能力の育成を図る。

25

イ 小学校段階にふさわしい外国語活動を実施するなど、「早期外国語教育」を積極的に推進し、発達段階に応じた外国語教育の充実を図る。

ウ 授業における言語活動の中心が英語となるような授業改善及び指導技術の向上を図り、多様化する生徒や教育の諸制度の改革等に適切に対応するため、英語教員としての資質力量を高めていくとともに、外国語指導助手（ALT）とのチーム・ティーチングを含め、更なる効果的活用についても研究・改善を図る。

30

エ 本県の地域特性を生かし、県内の外国語施設・機関へ児童生徒を派遣するとともに、在住の外国人を活用する国際交流を通し、外国語教育の改善・充実を図る。

35

オ 外国語教育を推進し、実りあるものにするために、指導者としての教職員等を国内外の研修に派遣し、語学力や指導力の向上を図る。

- カ 本県の振興開発を担えるグローバルな視点を持ったリーダーとなる人材を育成するために、より多くの高校生をアジアをはじめとする諸外国へ派遣する。
- また、海外での姉妹校提携拡大や県内での大学院大学等の教育機関の活用を図ることで、より多くの生徒に国際交流や異文化体験の機会を与える。
- キ 地球規模の視野を持ち、地域社会の身近な環境問題を教材として扱うとともに、指導者養成、指導資料の作成、自然・奉仕体験活動の実施等に地域人材や社会教育施設等の積極的な活用を図る。

5

(2)情報社会に対応した教育の推進

①基本的な考え方

10

知識基盤社会化、グローバル社会化が進み、情報活用能力の重要性が一層高まる中、その効果的な育成に向け、情報教育を体系的に推進するとともに、教師、児童生徒の双方が授業においてコンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段を活用することが必要とされている。

本課題解決への取組を推進するとともに、その基盤となる教職員の指導力や情報通信技術環境の充実に向けた取組も合わせて推進していく。

15

②主要課題

ア 情報教育の充実及び教科指導等における情報手段の活用促進に向け、各学校において、時代の進展に対応した情報機器及びネットワークの整備を図る必要がある。

20

イ 教育情報ネットワークの拠点であるIT教育センターの維持・向上を図り、情報通信技術を活用した教育活動を推進する必要がある。

ウ 体系的な情報教育の推進及び情報モラル教育の充実により、児童生徒の情報活用能力の育成を図る必要がある。

エ 授業において、地域や児童生徒の実態に即した効果的な情報手段の活用を推進する必要がある。

25

オ 校務用コンピュータの整備をはじめ、校務の情報化を推進し、教員の負担軽減を図る必要がある。

カ 全ての教員が授業や校務において情報手段を活用できるように、教職員研修の充実、校内研修の推進を図る必要がある。

30

③施策の方向

ア 時代の進展、地域、児童生徒のニーズに対応した教育活動を行うため、携帯情報端末や電子教科書等を含め、情報通信技術環境の整備に努める。

イ IT教育センターの維持・向上を図り、オンライン研修、遠隔授業等、ネットワークを活用した教育活動等を推進するとともに、離島・へき地への教育支援を推進する。

35

ウ 各学校において、発達段階に応じた情報活用能力の到達目標に基づいた体系的な情報教育の推進を図る。

エ 情報モラル教育、授業での情報手段の活用の推進に向け、市町村教育委員会との連携、教職員研修等により、各学校への理解啓発を図る。

40

才 情報モラル教育、授業における情報手段の活用等について、教職員研修の充実を図るとともに、全ての教員が実践できるよう校内研修の実施促進を図る。
力 校務の負担軽減に向け、校務用コンピュータの整備や校務支援システムの導入に努める。

5

(3) 科学技術の進展に対応した教育の推進

① 基本的な考え方

知識基盤社会の時代において、社会や経済の発展のために科学技術の重要性が一層高まっている。このため、科学技術の土台である理数教育の充実が求められており、児童生徒の理科、算数・数学への興味・関心を育み、豊かな感性と創造性の向上を図ることによって、将来、有為な研究者・技術者となり得る科学技術系人材の育成を推進する。

10

② 主要課題

ア 科学に関する夢と期待を育み、理科、算数・数学への興味・関心を高めることができるよう、県内外の科学技術系コンテストへの参加や科学の甲子園への出場などの理数教育の充実に取り組む必要がある。

15

イ 児童生徒が理科、算数・数学の学習によって得た科学的知識や課外活動等で深めた科学研究を評価し、活躍できる場を創出することによって、豊かな感性と創造性に富んだ科学技術系の人材育成を図る必要がある。

ウ 大学教員や企業研究者等による、高い科学的知識や科学技術に関する講義・体験的学習機会の活用等、生徒が理科・数学においてより高い専門性の分野に挑戦することができるようにする必要がある。

20

③ 施策の方向

ア 地域の研究機関や高等専門学校及び大学・大学院大学等が実施するサイエンス教室や出前講座等の活用推進を図る。

25

イ 児童生徒が切磋琢磨して深めた科学研究を評価するための科学作品展や、科学好きの生徒が才能を発揮し活躍できる科学技術コンテストを実施し、主体的かつ創造的に問題を解決する科学技術系の人材育成を図る。

ウ 先進的な理数教育であるスーパー・サイエンス・ハイスクール等の指定によって、高等学校と大学の接続の在り方等について大学との共同研究や国際性を育むための取組に努める。

30

35

4 教育の機会均等を図るための子どもの貧困対策の推進 〔子どもの貧困対策の推進〕

子どもの貧困は、単に経済的な困難だけでなく、子どもの生活の様々な面で不利な条件が蓄積され、子どもの心身の成長に影響を及ぼすほか、次世代に引き継がれることが問題とされているため、貧困の世代間連鎖を断ち切り、未来の沖縄を担う人材育成策として取り組むことが重要である。

また、保護者の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが、一人一人の豊かな人生の実現に加え、潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい社会の実現にもつながるものである。

平成27年度に沖縄県が実施した「子どもの貧困実態調査」において、沖縄県の子どもの貧困率は29.9%で、全国の1.8倍、子ども3人に1人が貧困状態で暮らしていることや、就学援助制度の周知に課題があること、習い事や学習塾への子どもへの支出が家庭の経済状況によって差があること、小学校1年生の段階で大学までの教育を受けさせられないとする貧困層の保護者の割合が高いことなど、沖縄の子どもたちが厳しい成育環境にあることが明らかとなった。

このため、子どもの貧困対策を推進するに当たっては、支援を必要とする子どもとその家庭の実情の理解に努め、全ての子どもが最低限享受すべき生活や教育の機会を権利として保障する観点から、子どものライフステージに即して切れ目なく、また、個々の子どもが抱える問題状況に対応した総合的な施策を実施する。

教育の支援においては、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、学校教育による学力の保障、学校を窓口とした福祉関連機関との連携及び経済的支援を通して、総合的に対策を推進する。

(1) 学校教育による自己肯定感を育む支援と学力の保障

① 基本的な考え方

全ての子どもが集う場である学校をプラットフォームとして、子どもたちが置かれている成育環境にかかわらず質の高い教育を受けられるよう、学習環境や生活環境の整備を図る事が必要である。

このため、家庭環境に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう、児童生徒に自己存在感を与えること、共感的な人間関係を育成すること、自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助することの三つの視点に留意し、きめ細かな指導を推進するとともに、地域による学習支援や家庭教育支援を行うことにより、貧困の連鎖を断ち切ることを目指す。

② 主要課題

ア 学力

平成27年度全国学力・学習状況調査の結果を見ると、沖縄県の小学校においては、国語Bと算数Aの2教科が全国平均を上回り、国語A、算数B、理科も全国水準に達している。

中学校においては、正答率に関して課題はあるものの、国語Aを除く各教科で全国平均との差が縮小している。

イ 進学

平成27年の沖縄県の高等学校進学率は96.4%、大学等進学率は39.8%となっており、それぞれ上昇傾向にあるが、全国順位は47位となっている。

5

学校アンケート調査において、保護者に対し、子どもに大学までの教育を受けさせたいかについて質問したところ、貧困世帯及び非貧困世帯とも、学年が進むとともに「経済的に受けさせられない」と回答した割合が高くなっているが、特に貧困世帯における回答割合が増加幅が大きくなっている。

ウ 進路未決定率

10

沖縄県における平成27年の中学校卒業後の進路未決定率は2.5%、高等学校卒業後の進路未決定率は12.1%となっている。

エ 自己肯定感

「子どもの貧困実態調査」において、自己肯定感に関する質問項目への回答結果を見ると、「とても思う」、「どちらかといえばそう思う」という肯定的な回答の割合が高くなっている。

15

一方、家庭の経済状況別に見ると、貧困世帯の子どもにおいて、否定的な回答の割合が高くなる傾向が見られる。

③施策の方向

20

ア 全ての子どもが安心して質の高い幼児教育を受けられるよう、子どもの発達と学びの連続性を踏まえた教育・保育を提供する。

イ 一人一人の児童生徒の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能力・態度を育成する。

ウ 将来において社会的に自己実現ができるような資質・態度を形成していくための指導・助言を行い、個々の児童生徒の自己指導能力の育成を目指す。

25

エ 学校における就学継続のための相談・指導体制の強化を図るとともに、教育・福祉関係機関、民間団体との協働による支援体制を構築し、中途退学の防止、学習支援、キャリア教育の充実に取り組む。

30

(2)学校を窓口とした福祉関連機関との連携

①基本的な考え方

「チームとしての学校」の観点から、子どもやその家庭が抱える問題に対応するべく、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー及び子どもの貧困対策支援員などの活用により、学校と福祉部局が共に協力し対話し合いながら子どもが置かれた様々な環境に働きかけ、教職員がチームで児童生徒の問題を解決していく体制の整備や児童生徒への支援を行う。

35

②主要課題

ア 朝食と夕食の孤食・欠食

貧困世帯で「親」と一緒に食べると回答した割合が低くなっている。

イ 小・中学校における不登校の状況

平成26年度の沖縄県の小学校における児童千人当たりの不登校児童数は4.6人で全国12位、中学校における生徒千人当たりの不登校生徒数は32.0人で全国5位となっている。

ウ 高等学校における不登校、中途退学の状況

沖縄県の高等学校における平成26年度の生徒千人当たりの不登校生徒数は28.2人で全国2位、中途退学率は2.2%で全国1位となっている。

③施策の方向

ア 子どものライフステージに応じて、支援を必要とする子どもや子育て家庭につながり、適切な支援機関等へつなげる仕組みを構築する。

イ 関係する支援者の確保と資質の向上に取り組みむ。

15

(3)経済的支援

①基本的な考え方

貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の負担軽減、就学援助の充実、高校生等奨学給付金の充実、高等教育を保障する奨学金制度等の経済的支援の充実を図り、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を推進する。

20

②主要課題

ア 就学援助

沖縄県における平成25年度の就学援助対象児童生徒数は28,566人、就学援助率は19.65%となっており、過去15年間で、いずれも大幅に増加している。

本県の就学援助率は、全国平均を上回っており、47都道府県で比較すると10位となっている。

また、県内市町村ごとの就学援助率を比較すると、大きなばらつきが見られる現状にある。

平成27年10月に県が実施した「沖縄子ども調査」（以下「子ども調査」という。）において、調査の対象とした小学1年生、小学5年生、中学2年生の各学年の世帯のうち、等価可処分所得が平成25年国民生活基礎調査の貧困線122万円未満の世帯（以下「貧困世帯」といいる。）の就学援助の利用状況を見ると、学年が進むとともに利用率が高くなっている。

また、保護者に就学援助を利用していない理由を確認したところ、貧困世帯において、各学年とも「必要ないため」という回答が最も多くなっているが、「就学援助を知らなかった」という回答も少なからず存在している。

イ 進路未決定率

沖縄県における平成27年の中学校卒業後の進路未決定率は2.5%、高等学校卒業後の進路未決定率は12.1%となっている。

③施策の方向

誰もがいつでも、希望する質の高い教育を受けられる社会を実現する。

40

5 地域を大切にし、誇りに思う健全な青少年の育成 〔青少年の健全育成〕

地域においては、青少年一人一人が社会の変化に主体的に対応し、自らの問題や社会の問題に積極的に取り組むことができる資質・能力を養い、現在または将来において自己実現が図られ、社会性を培い豊かな人間性を育むことができるよう、青少年の健全育成に努める必要がある。一方、都市化、少子化、核家族化などライフスタイルの変化や、価値観の多様化等の影響を受け、地域における人間関係の希薄化等が進展し、家庭や地域社会の教育力の低下が進んでおり、青少年のおかれる環境の悪化が懸念される。

このため、ボランティア活動などの社会奉仕体験活動や自然体験活動、地域での文化・スポーツ活動や伝統行事等への参加、親と子どもの体験活動等の総合的な青少年体験活動事業を推進する。このような地域住民の連帯感が図られる取組を通して、地域を大切にし、誇りに思う健全な青少年の育成に努める。

(1) 健やかな青少年を育む地域活動・体験活動の充実

① 基本的な考え方

健やかな青少年を育成するため、学校・家庭・地域社会の連携を密にし、PTA等の関係機関・団体、企業、民間教育事業者、諸団体等地域社会に幅広く連携の輪を広げ、社会環境の浄化や青少年の非行防止に努めるとともに、諸運動等の取組を推進し、地域の教育力の活性化に努める。

各地域においては、「地域の子は地域で守り育てる」という共通認識の下、青少年の社会性・規範意識を高め、多様な活動を経験させることが重要である。そのためには、青少年教育施設の整備・充実、主催事業等の充実を図ることが必要である。

② 主要課題

ア 平和な社会の形成者として郷土の文化と自然に誇りをもち、国際性に富む人材を育成するため、平和な世界の実現を目的とするユネスコ活動を支援する必要がある。

イ 社会教育関係団体等のネットワークを最大限に活用し、安全・安心なまちづくりに、県民総ぐるみで取り組む必要がある。

ウ 青少年が自立への意欲を持ち行動する上で必要な資質・能力の多くは、自然体験等を通じて育成される。地域や社会教育施設（青少年教育施設等）での体験活動の充実を図る必要がある。

エ 青少年教育施設及び社会教育施設等の事業の充実と利用促進を図る必要がある。

③ 施策の方向

ア 学校現場や地域及び社会教育の現場において、ESD（持続発展教育）を推進し、持続可能な社会の担い手を育てる観点の教育を広める。

イ 学校・家庭・地域社会の連携および社会教育関係団体等との連携を強化し、地域社会全体で青少年を守り育てる運動を展開する。

- ・地域ぐるみで、青少年を有害環境から守るための取組の推進
- ・民間団体等と教育関係者の相互理解・連携・協力の拡大
- ・「おきなわ地域教育の日」・「青少年健全育成の日」に関する広報・啓発の支援

- ウ 青少年の自然体験、社会体験活動等の充実・改善を図る。
- エ 青少年教育施設の充実と利用促進を図る。
- オ 社会教育関係団体等との連携により青少年の健全育成を図る。

(2) ユイマールの心でつなぐ学校・家庭・地域社会の相互の連携及び協力 5

① 基本的な考え方

本県の社会的特性である相互扶助の精神「ユイマールの心」を生かし、地域全体で、子どもたちを健やかに育むために、学校と家庭・地域社会との連携体制を構築し、子どもたちの学習支援活動や体験活動、登下校や放課後の安全確保のための活動等、地域住民による積極的な子どもたちを支援する取組を促進する。 10

また、地域住民においては、これまで培ってきた知識や経験、学習の成果を生かすことにもつながり、地域社会全体の教育力を向上させるとともに「知の循環型社会」の構築に努める必要がある。

② 主要課題 15

ア 学校教育と社会教育、また、学校と地域社会との新しい連携の仕組みを構築する必要がある。

イ 学校は、様々な分野から広く協力を得て、地域に開かれたものにしていく努力をし、一体となって教育に取り組む必要がある。

ウ 県民一人一人の生涯を通じた学習の支援において、「個人の要望」と「社会の要請」のバランスを図る必要がある。 20

③ 施策の方向

ア 学校・家庭・地域社会の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる。

- ・地域ぐるみで学校を支援し子どもたちを健やかに育む活動の推進 25
- ・放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動等の場づくりの推進
- ・「学校支援地域本部事業」の推進
- ・学校や社会教育施設、地域社会をつなぐ地域コーディネーターの育成
- ・企業等と教育関係者の相互理解・連携・協力の拡大

イ 学校づくり・地域づくりの一体的推進を図る。 30

- ・地域住民の学校の教育活動への参画
- ・地域力を生かした学校支援の推進
- ・学校の力を生かした地域づくりの推進

35

40

6 家庭・地域の教育機能の充実 〔社会教育の充実〕

社会教育は、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動である。

5

県民の生涯学習に対するニーズが多様化・高度化する中、社会教育は、その推進の重要な役割を担うものであり、学習機会や場の提供、指導者の確保等の充実が求められている。

県民の生き生きとした社会教育活動を支援し、時代のニーズに即した学習活動に対応するため、公民館や図書館、青少年教育施設等の整備・充実や社会教育指導者等の育成など、社会教育基盤の整備を推進するとともに、社会教育活動の充実を図る。

10

また、明るく温かい心の触れあいがある家庭は、子どもたちが健やかに成長し、豊かな人間性を育み、社会のルールや規範の基礎・基本を身に付ける原点であるという認識のもと、家庭教育支援事業や親子電話相談事業を推進し、家庭教育支援の充実に努める。

15

(1) ニーズに応えた活動を支える社会教育基盤の整備・充実

① 基本的な考え方

変化の激しい社会において各個人が自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力を身に付けるために、生涯にわたって学習を継続できるようにすることが求められている。

20

県民の生き生きとした学習活動と時代の変化に応じた学習ニーズに対応するため、地域における学習や活動の拠点である社会教育施設等の整備及び学習活動に対する支援体制を充実させるとともに、社会教育指導者の養成、資質の向上を図る必要がある。

25

また、社会教育団体の活動を支援し、県及び市町村の社会教育の充実に努める。

② 主要課題

ア 多様化する県民のニーズに応えるための図書館サービスのさらなる充実を図る必要がある。

イ 地域住民の広範な学習活動を支えている公民館や図書館等の整備・充実を促進することにより、なお一層の生涯学習及び社会教育の充実が図られる必要がある。

30

ウ 県立青少年の家における指定管理者制度導入後の県の施策の推進及び個人の要望や社会の要請を踏まえた青少年教育施設の機能の充実を図る必要がある。

エ 市町村及び各地域における社会教育関係団体の活性化を促進するため各団体と連携し、活動支援を行う必要がある。

35

オ 各視聴覚ライブラリー間の連携を密にし、学校、社会教育関係団体へのより一層の広報を図るとともに、視聴覚教材・機材の整備・充実を図る必要がある。

③施策の方向

ア 図書館サービスの充実を図るため、図書館未設置町村に対して設置に向けた訪問指導及び助言を行う。また、その間の読書サービスを支援する。（一括貸出、移動図書館等）

イ 県民のニーズに応えるため、県立図書館と市町村立図書館との役割分担を行うとともに、地域住民への図書館サービスの充実を図る。 5

ウ 青少年教育施設における県の施策推進及び個人の要望や社会の要請を踏まえた青少年教育施設の機能充実を図るため研修会及び連絡会を行い、指定管理者の県民へのサービス向上に努める。

エ 全県的に社会教育活動を活性化させるため、社会教育関係団体等の活動を支援するとともに、ネットワーク化を図る。 10

オ 多様化、個別化する学習ニーズに応えるため、視聴覚教材・機材の整備・充実に努める。

(2)時代のニーズに応える社会教育活動の充実 15

①基本的な考え方

県民一人一人が自らの人生を豊かなものとするため、情報を入手し主体的に行動できるよう学習機会の充実を図ることが求められている。加えて今後は、社会の要請を踏まえ、社会の変化に対応できる自立した個人や地域コミュニティを形成することが一層求められるようになってきている。 20

そのため、時代のニーズに応える社会教育活動の充実を目指し、関係者が成果を交換し合う社会教育指導者等の研修会を充実させることが重要である。

②主要課題

ア 各地域における社会教育活動に関する事業の活性化や時代のニーズに応じた地域コミュニティを創造していくため、地域における指導者等の研修の充実を図ることが必要である。 25

イ 公民館は、地域の生涯学習・社会教育の拠点施設として住民に多様な学習機会と活動の場を提供しているため、関係者の研修等を充実させ、資質の向上を図る必要がある。

ウ いじめや家庭内における児童虐待やDV等に対応するため、人権教育の啓発を推進する指導者の研修が必要である。 30

③施策の方向

ア 各地域における社会教育活動に関する事業の活性化や時代の変化に対応した地域コミュニティを創造していくためにも、社会教育関係団体等と連携を図り、研修会や大会等の充実を図る。 35

イ 地域の課題に即した学習機会の提供と学習活動の場の提供について、効果的な企画・実施・運営が図られるように努める。

ウ 家庭・学校・地域における人権意識の高揚を目指し、各指導者の資質の向上を図るための研修会の充実を図る。

(3)心の触れあいのある家庭教育機能の充実

①基本的な考え方

人間形成の原点である家庭教育は、基本的な生活習慣や生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやり、社会的なマナー、学習に対する意欲や態度等の基礎を子どもたちに育むものである。

5

しかしながら近年、家庭の教育力低下が指摘されており、地域社会で支援していくことが求められている。

そのため、家庭教育を地域で支援し、地域社会の教育力の向上を図るため、市町村における家庭教育支援体制づくりを促進する。

②主要課題

10

ア 家庭における児童虐待やDV等、子育てや教育に問題を抱える家庭に対して、市町村において学校や地域が連携して支えるためのコーディネート機能をもった体制づくりが必要である。

イ 子どもの生活リズムの乱れが指摘されており、子育てに悩む親の負担を軽減するため、家庭教育や子育てに関する知識や技能を学ぶ機会を提供する必要がある。

15

ウ 家庭教育に関する悩みや不安を抱く親、友人関係等で悩む子ども等が気軽に相談できる親子電話相談事業の継続と各専門機関との連携強化が必要である。

③施策の方向

ア 家庭教育支援体制の充実を図るため、市町村に家庭教育支援チームの設置を促し、その活動を支援するとともに、コーディネート機能を発揮できるよう指導者へのスキルアップのための研修の充実を図る。

20

イ 基本的な生活習慣の確立等、家庭教育に関する学習機会を各地区において開催し、親の意識を高めるとともに、子どもの生活リズムの改善に取り組む。

ウ 「親子電話相談事業」を継続実施するとともに、相談員のスキルアップや関係機関等との連携体制の強化を図る。

25

30

35

40

7 豊かな感性を育む文化の継承と発展 〔文化の継承・発展〕

沖縄県の地理的位置や独特な歴史の過程を経て醸成された文化財は、県民共有の財産であり、その価値を再認識して、保存・継承・発展させることは、県民の責務であることから県民や児童生徒の文化財や文化芸術に対する意識を高め、心豊かな生活が営めるよう特色ある文化の充実を図ることが必要である。

文化財に係る各種の保存整備事業等を展開することにより、県民が等しく沖縄の地域文化に触れ、文化財への関心や意識を高め、その保護と活用を図ることができ、地域文化の創造活動を促進する。

このため、有形・無形・民俗・記念物等の文化財調査や保存修理を行うとともに、文化財への関心を高めるために拠点となる文化施設の活用を図る。また、生涯学習の観点に立って、国際化の時代に対応した幼児児童生徒の文化芸術への意識を育み、文化の創造に寄与する諸事業を推進する。

(1)文化財の保護と活用

①基本的な考え方

県民の文化財に対する意識を高め、心豊かな生活が営めるよう特色ある文化の充実を図ることが必要である。

このため、各地域に所在する有形・無形・民俗・記念物等の文化財の調査・指定・保存整備を推進し、個別の課題を解決しながら、「琉球王国のグスク及び関連遺産群」や無形文化遺産「組踊」などをはじめとする貴重な文化遺産を保存・継承するとともに、その有効活用を図り、本県の文化振興と創造に寄与する。

また、文化財をはじめ、本県の歴史・文化を理解するための拠り所となる「歴代宝案」及び「新沖縄県史」の編集事業を推進するなど、沖縄の歴史・文化に関する普及啓発に努める。

②主要課題

ア 県内では1,340件余りの国・県・市町村指定文化財があり、適切に保護・管理され活用が図られているが、まだ十分とはいえないため、文化財指定に向けた基礎的調査を推進するとともに、文化財の適切な保存・管理・活用に努める必要がある。

イ 史跡等の保存・整備・活用を図るためには、長期にわたる事業の展開が重要であり、年次ごとの保存整備事業の促進を図る必要がある。また、戦災文化財の復元整備事業の推進を図る必要がある。

ウ 世界遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の保存・活用は、関係機関との連携を密にすることにより効果を高めることができることから、文化庁や所在市村との連絡会議等を活用し、その推進を図る必要がある。

エ 有形・無形・民俗文化財は、記録作成や保存事業の促進が強く求められており、長期的展望をもって適切かつ有効に推進する必要がある。とくに芸能や工

芸技術等の継承には伝承者の養成が不可欠で、保存会と連携しながら実施する必要がある。

オ 県内各地に所在する文化財の多方面からの公開・活用を推進するとともに、地域における文化財の普及啓発を促進し、文化財保護意識の高揚を図る必要がある。

5

カ 基地内の埋蔵文化財調査等に迅速かつ適切に対応するために、埋蔵文化財センターの体制を強化する必要がある。

キ 国外や県外に所在する沖縄の美術工芸品等の在外文化財調査を実施するとともに、戦災にともなう流出文化財が判明した場合には返還等を推進する必要がある。

10

ク 歴代宝案・新沖縄県史編集事業については、編集事務局の体制を強化するため、研究者や専門職員の育成を推進する必要がある。

③施策の方向

ア 本県の自然・歴史・文化の中から重要なものを文化財に指定し、適切な保存・管理・活用を図る。指定には基礎的な悉皆調査が肝要であり、調査事業を推進する。また文化財の保存・活用にあたっては保存管理計画の策定等、長期的な計画により行う。

15

イ 国・県指定の史跡・名勝等の記念物の歴史的環境の保存整備を促進するとともに、戦災文化財の復元整備については、円覚寺跡の保存整備を推進する。

ウ 「琉球王国のグスク及び関連遺産群」として世界遺産に登録されたグスク等を継続して整備し、文化財的価値の周知を図る。適切に保存管理するとともに、公開・活用を推進する。

20

エ 建造物等の有形文化財の保存整備、芸能・工芸技術等の無形文化財にかかる伝承者の養成を促進するとともに、無形民俗文化財の記録作成や継承事業を支援する。

25

オ 県内各地に所在する文化財の多方面からの活用を推進するとともに、地域における文化財の普及啓発の促進を図る。

カ 基地内に所在する埋蔵文化財の調査については、返還後の跡地利用計画の策定や地域開発の調整に資する基礎資料を整備する。

キ 国外や県外に所在する沖縄の美術工芸品等の在外文化財調査を実施するとともに、流出文化財であることが判明した場合には返還等を推進する。

30

ク 「歴代宝案」及び「新沖縄県史」については、大学や研究・教育機関、研究者等とも連携を図りつつ、編集・刊行を行う。

(2)文化施設の活用と文化芸術活動の推進

35

①基本的な考え方

本県の特色ある自然・歴史・文化は県民共有の財産であり、地域に育まれた風土に対する知識と理解を深め、その価値を再認識していく必要がある。埋蔵文化財に対する保護思想の普及啓発を図るため、県立埋蔵文化財センターの体制を一層充実させつつ活用を推進する。

40

また、心身の成長期にある幼児児童生徒に、優れた芸術を鑑賞する機会を提供することにより、豊かな創造性と情操の涵養を図る。さらに学校における文化部活動への指導者派遣及び学校文化団体への支援を行うなど、文化芸術の充実・発展に努める。

②主要課題

ア 緊急発掘調査や基地内の埋蔵文化財調査等に迅速かつ適切に対応するために、埋蔵文化財センターの体制の充実を図る必要がある。また、当該センターの活用を図りながら、埋蔵文化財保護思想の普及啓発を推進する必要がある。

イ 組踊がユネスコ無形文化遺産の代表一覧に記載されたことから、県内外からの関心が高く、鑑賞会事業等を充実させ、継続的に普及啓発を図る必要がある。

ウ 芸術鑑賞事業の市町村との連携を図り、幼児児童生徒が生々の芸術に触れる機会を確保する必要がある。

エ 学校における文化活動の活性化を推進するため、文化部活動への指導者派遣並びに県中学校・県高等学校文化連盟の育成を図る必要がある。また、高校生国際文化交流派遣事業については、県高等学校文化連盟との連携強化を図りながら、各分野ごとのこれまでの交流実績を踏まえた、相互交流の継続が必要である。

オ 県立博物館・美術館や国立劇場おきなわなどの文化活動を支える施設の活用、充実を図る必要がある。

カ 沖縄が誇る空手道・古武道が世界の武道としてますます発展するよう、その普及・啓発・ネットワークづくり等を推進する必要がある。

③施策の方向

ア 県立埋蔵文化財センターにおいては発掘調査体制の充実を図っていくとともに、施設の利活用を図り、各種講座や発掘現場説明会等を通じて埋蔵文化財保護思想の普及啓発を推進する。

イ 組踊の県外普及公演を推進するとともに、県内の児童生徒への鑑賞会を実施するなどして普及啓発に努める。

ウ 文化庁が提供する生の芸術に身近に触れる「次代を担う子どもの文化芸術体験事業」、文化財団による国内外で活躍する芸術家を招聘しての「青少年芸術劇場小公演」及び県教育委員会が実施する「こども青少年芸術劇場」等の芸術鑑賞提供事業を推進する。

エ 県中学校・県高等学校文化連盟の育成・支援に努める。また、文化活動を行う高校生を対象に高校生国際文化交流派遣事業を実施し、高校生の国際文化交流を推進する。

オ 県立博物館・美術館の学芸員の育成に努め、沖縄文化の研究体制や企画展示の充実を図る。また、伝統芸能公演の開催などにより国立劇場おきなわの活用を促進する。

カ 沖縄が誇る空手道・古武道の発祥の地として、独自の文化遺産を保存・継承・発展させるための拠点となる沖縄空手会館の整備に取り組む。

8 新しい時代を展望した教育行政の充実 〔教育行政の充実〕

教育行政は、学校教育における諸条件の整備・充実を図るとともに、生涯学習社会の実現、文化・スポーツの振興、人材育成等広範な教育施策を総合的に推進し、視点を明確にした、柔軟かつ的確な対応をすることが求められている。 5

県教育委員会では「沖縄21世紀ビジョン」等を踏まえて策定した「沖縄県教育振興基本計画」、「沖縄県第三次生涯学習推進計画」、「沖縄県立高等学校編成整備計画」、「沖縄県立特別支援学校編制整備計画」等に基づき、その施策や計画を総合的・効果的に推進する。 10

また、教育委員会の役割と使命を重視し、その機能を十分発揮できるよう各関係機関との相互の連携を強化し、教育行政の運営等の改善・充実を図る。

さらに、教職員が公務の能率的運営や活力ある教育活動を展開するためには、生活の安定と労働環境の充実・活性化を図り、福祉の向上に努める必要がある。 15

(1)教育施策推進体制の充実

①基本的な考え方

本県が自立的発展を目指し、平和で安らぎと活力のある社会を築くためには、教育諸条件を整備し、教育機能の充実と学習機会の拡充に努め、創造性・国際性に富み、心身ともに健全な人材の育成を図る必要がある。そのため教育課題を明確にし、時代の進展に対応できる諸教育施策を推進するとともに、他行政機関及び民間教育事業等との連携・協力を一層進めていく必要がある。 20

②主要課題

ア 「沖縄県教育振興基本計画」、「沖縄県第三次生涯学習推進計画」、「沖縄県立高等学校編成整備計画」、「沖縄県立特別支援学校編制整備計画」等の施策の推進を図る必要がある。 25

イ 市町村教育委員会及び各関係機関との連携・協力を図り、本県の教育施策の実現に努める必要がある。

ウ 行政改革の趣旨を踏まえた教育施策の精選・見直し等を図る必要がある。

③施策の方向 30

ア 教育施策の立案及び実施のための推進体制機関の強化を図る。

イ 各教育機関、民間教育事業、他行政機関等との連携システムを構築する。

(2)教育委員会の充実

①基本的な考え方 35

教育委員会制度の目的と精神を踏まえ、教育行政の活性化を図るとともに、教育委員会の機能強化に努め、時代のニーズ、地域のニーズに対応した、開かれた教育行政の推進を図っていくことが大切である。

特に、教育委員や教育委員会職員の研修の充実に努め、職務遂行能力の向上を図るとともに、開かれた教育行政を目指し、各地域を訪問することや教育懇談会等を開催して教育諸施策に関する県民の多様な期待・要請に応える広聴活動の推進と広報活動の充実等、効率的・効果的な教育行政の運営を図ることが必要である。

5

また、本県教育の振興を図るため、市町村教育委員会との連携を図り、適切な役割分担のもと、効率的・効果的な教育行政を推進する。

②主要課題

ア 職務遂行能力の向上及び地方分権時代にふさわしい人材の育成のため、職員研修の充実に努める必要がある。

10

イ 共通する教育課題等に適切に対応するため、市町村教育委員会や知事部局等との連携・協力が必要である。

ウ 時代の要請に対応した開かれた教育行政を推進し、県民の教育行政に対する理解を深める必要がある。

エ 効率的で機能的な組織体制を構築する必要がある。

15

③施策の方向

ア 自治研修所等で開催される研修に職員を積極的に参加させるとともに、職員一人一人の能力や実績を評価した適正な人事配置を行い、職務遂行能力の向上を図る。

イ 市町村教育委員会や知事部局等との意見交換等により教育課題を共通認識し、その解決に向けて連携し、効率的・効果的に取り組む体制づくりに努める。

20

ウ 地域訪問や教育懇談会等により教育諸施策の状況や学校現場の実情を地域住民に周知するとともに、インターネット等による情報発信の充実に努め、広聴・広報活動の活性化を図る。

エ 人材育成により組織の活性化を図るとともに、組織の見直しを行い、課題に効率的・効果的に対応できる事務局体制の構築に努める。

25

(3)教職員等の労働環境の改善・充実

①基本的な考え方

本県教育水準の維持・向上のため、教職員等がその能力を十分に発揮し、安心・安定して業務に専念できる環境を確保することは今後ますます重要になっていくと考えられる。

30

このため、県として健康管理や労働安全衛生管理体制を整備することにより教職員等の健康の保持増進と職場環境の改善を図る。

また、離島等の教職員住宅についても、居住性の改善を図る必要がある。

35

②主要課題

ア 定期健康診断、人間ドック等の検診事業では、検診内容の充実に努めるとともに、教職員等の健康管理を支援するため、事後指導の充実に努める必要がある。

また、教職員等の心の健康管理についても、メンタルヘルズ相談事業等の健康支援に関する事業を拡充する必要がある。

40

さらに、生涯生活設計の確立と実現に向けた取組を支援する必要がある。

イ 労働安全衛生法に基づく、職場における労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するため、安全衛生管理体制の整備充実を図りつつ、職場における自主的な安全衛生活動の活性化を図る必要がある。

ウ 離島及びへき地における教職員の福利厚生の実施と人事の円滑な交流に資するために建設された教職員住宅の多くが建築後30年以上を経過し、建物の老朽化により住環境が悪化してきている。

このため、老朽化等により入居者が減少傾向にある住宅については、修繕等を実施し、居住性の改善に努めるとともに、需要が低迷している北部地区の教職員住宅については、統廃合を実施する必要がある。

③施策の方向

ア 教職員等の心身の健康の保持増進を図るため、健康づくりに関する普及・啓発活動を積極的に行うとともに、メンタルヘルスに関して相談体制を整備し、各種研修会の開催等により教職員等の意識の向上や知識の習得が図られるよう努める。また、公立学校共済組合沖縄支部及び沖縄県教職員互助会と連携し、メンタルヘルス相談事業等の健康づくりに関する事業を効果的、効率的に実施する。

イ 労働安全衛生法に基づく、職場における労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成と安全衛生管理体制の整備充実を図るとともに、安全衛生に関する意識の浸透を促進する。

そのために、県立学校職員、関係市町村教育委員会等に対する研修会や説明会等を開催するなどの啓発、周知活動を実施する。

ウ 教職員住宅の整備については、老朽化している教職員住宅の長寿命化に取り組むとともに、需要の低い地区の教職員住宅の統廃合を実施する。

9 健康な体をつくり県民が輝くスポーツの振興 〔スポーツの振興〕

スポーツは、人格の形成、体力の向上、健康長寿の礎であるとともに、地域の活性化や、スポーツ産業の広がりによる経済的効果など、明るく豊かで活力に満ちた社会を形成する上で欠かすことのできないものである。

少子高齢化やライフスタイルが多様化する今日において、スポーツの振興は、従前にも増して重要となっており、県民が生涯にわたり主体的にスポーツに親しむことのできる地域社会をつくることは、幅広い世代の人々にとって大きな意義のあるものである。

さらに、本県選手が全国大会や国際大会等で活躍する姿は、県民としての誇りと喜び、夢と希望を与え、県民の意識を高揚させ、社会全体の活力となるとともに、青少年の健全育成に大きく寄与するものである。

そのため、沖縄県スポーツ推進計画に基づき、具体的なスポーツ振興諸施策を積極的に推進する。

(1) 県民一人一人が参加する生涯スポーツの推進

① 基本的な考え方

県民の誰もが、それぞれのライフステージに応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現することが重要である。

このため、スポーツを気軽に親しむことのできる環境を整備・拡充し、地域住民が主体的に取り組むスポーツ活動を促進することにより、スポーツ人口の拡大を図る必要がある。

② 主要課題

ア 県民のスポーツに参加する機会の拡充と意識の高揚に努めるとともに、総合型地域スポーツクラブを中心とした環境整備を行う必要がある。

イ 県民のスポーツへの関心と意欲を一層高めるため、県スポーツ・レクリエーション祭の充実を図ることが求められている。

ウ 県民がスポーツを行う目的や内容、多様化・高度化するスポーツ活動のニーズに対応する指導者の発掘、養成・確保及び有効活用を図る必要がある。

③ 施策の方向

ア 広域スポーツセンターを中心に、地域のコミュニティーの拠点となる総合型地域スポーツクラブの育成・定着を図り、地域スポーツ環境の整備を推進する。

イ 学校・家庭・地域社会が連携し、最大規模の県スポーツ・レクリエーション祭の充実を努める。

ウ 多様化・高度化する県民のスポーツ活動のニーズに適切に対応するため、指導者の発掘、養成・確保及び有効活用を図る。

(2) 県民に夢と希望を与える競技スポーツの推進

① 基本的な考え方

国民体育大会をはじめとする全国大会等や国際競技大会において活躍できる本県トップアスリートの育成・強化を積極的に推進することは、本県の極めて重要な課題となっている。

5

今後、県民に夢と希望を与えることのできる競技スポーツの振興を目指し、スポーツ団体等の育成・強化、指導者の養成・確保を図るとともに、国民体育大会において総合成績30位台の達成に努め、中・長期的な競技力向上対策を策定し、トップレベルのスポーツイベント等の誘致を促進する。

② 主要課題

10

ア 小学校から成年までの一貫指導システムのもとで、全国大会や国際大会等で活躍できるトップアスリートの育成・強化を図ることが必要である。

イ 学校体育団体、スポーツ団体等の育成・強化及び専門性を有した質の高い指導者の養成・確保を図るとともに、競技力向上対策を推進する必要がある。

ウ 年々高度化する競技レベルに対応するため、スポーツ医・科学による支援体制の充実・強化が求められている。

15

エ 県民が国内外のトップレベルのスポーツ大会を直接に体感するとともに、競技スポーツをより一層推進するため、プロスポーツを含むトップレベルのスポーツイベントの誘致を促進することが必要である。

③ 施策の方向

20

ア 小・中・高校・競技団体の連携を密にするとともに、一貫指導システムの確立に努め、トップアスリートの育成・強化を図る。

イ 学校体育団体、スポーツ団体等の育成強化及びより専門性を有した質の高い指導者の養成・確保を図るとともに、拠点強化を推進し、国民体育大会や全国高等学校総合体育大会を視野に入れた中・長期的な競技力向上対策を推進する。

25

ウ スポーツ医・科学による支援体制の充実・強化を図るため、スポーツ医・科学サポートプログラムを推進する。

エ 競技スポーツをより一層推進するために、アジア地域とのスポーツ交流を積極的に実施するとともに、プロスポーツを含むトップレベルのスポーツイベントを誘致・促進する。

30

(3) 社会体育施設の整備・充実

① 基本的な考え方

本県スポーツの振興を図る上で社会体育施設の整備は基本的な条件であり、スポーツ競技者だけでなく県民の健康と体力の保持増進にも大きく貢献することから、誰でも気軽に利用できる場としての社会体育施設の整備・充実を図る必要がある。

35

さらに、「スポーツアイランド沖縄」を標榜する本県にとって各種スポーツイベントを誘致・開催することは、県民のスポーツの振興に直結するものであり、全国規模の大会や県民参加型のイベントも開催できる社会体育施設を整備することが必要である。

40

②主要課題

ア 奥武山総合運動場の各施設をはじめ、県内の社会体育施設の整備を年次的・計画的に行うことが必要である。

イ 奥武山総合運動場の整備にあたっては、奥武山公園を所管する土木建築部や同公園内に施設を有する那覇市との調整が必要である。 5

また、県内社会体育施設の整備を促進するため、市町村や関係機関・団体との連携が必要である。

③施策の方向

ア 県立社会体育施設の整備を推進する。

イ 平成31年度全国高等学校総合体育大会及び平成32年度国民体育大会第40回九州ブロック大会に向けた施設の整備・充実を図る。 10

ウ 未設置競技施設の整備を促進する。

エ 高齢者及び障害のある人に配慮したスポーツ施設の整備を図る。

オ 多様なスポーツ大会に対応できる施設の整備・充実を図る。 15

15

20

25

10 私立学校教育の振興 〔私立学校教育の振興〕

私立学校は、私人の寄附財産等を基礎として設立され、建学の精神に基づく特色ある教育を実践し、公教育の重要な一翼を担っている。 5

いわゆる難関大学等への進学実績や文化・スポーツ面における全国的な活躍等、県内の児童・生徒に夢と希望を与えている。

また、独自の校風に基づく情操教育や国際教育の実施等、柔軟な教育課程の編成による特色ある教育を提供し、個性あふれる多様な人材を育成している。

さらに、私立専修学校及び各種学校においては、実践的職業教育及び専門的技術教育を実施し、社会や時代のニーズに即応できる産業人材を育成している。 10

国際化、情報化により、グローバル化が進展する中、社会の急速な変化に柔軟に対応し、国際社会で活躍できる優れた人材を育成していくため、私立学校が果たす役割は重要である。

このような観点から、県は、私立学校の自主性を尊重しながら、運営費等の支援を行うとともに、私立学校が行う特色ある教育活動に対する助成を行い、私立学校教育の充実を促す。 15

併せて、児童・生徒が安心して学べる安全で快適な学習環境を確保するため、私立学校施設の整備に対する支援を行い、教育基盤の整備を図る。 20

(1) 私学助成その他の支援

① 基本的な考え方

少子化の進展や社会情勢の変化等、私立学校を取り巻く環境は厳しく、学校経営の健全化や教育内容の充実等、魅力ある学校づくりに向けた自主努力が求められている。 25

県は、私立学校が県の人材育成に果たす役割の重要性に鑑み、私立学校の自主性を尊重しながら、その取組を支援していく。

② 主要課題

ア 児童・生徒に多様な教育機会を提供していくため、学校経営の健全化と就学上の負担軽減を図る必要がある。 30

イ 個性豊かで多様な人材を育成していくため、私立学校教育の充実を図る必要がある。

ウ 安全で快適な学習環境を確保するため、私立学校の老朽化した施設の整備を促進する必要がある。

③ 施策の方向

 35

ア 私立学校の運営費等を助成することにより、経営の健全化を促し、教育条件の維持・向上と就学上の保護者負担の軽減を図る。

イ 私立学校が行う特色ある教育や特別支援教育などを助成することにより、多様な教育ニーズに応えるとともに、私立学校教育の充実を図る。

ウ 私立学校が行う老朽化施設の改築を助成することにより、教育環境の向上を図る。 40

1 1 社会の信頼に応える学士課程教育の推進 〔学士課程教育の充実〕（県立大学）

我が国では社会の成熟を背景に、大学進学率の増加、大学設置基準の大綱化による大学数の増加や多様化が進み、その中で大学には学士課程に見合う教育成果が問われている。学士課程教育を地域社会から付託された県立大学の責務の第一は、地域社会の発展に貢献しうる人材の育成である。県立大学では、大学に寄せる社会の信頼に応える学士課程教育を推進する。

県立看護大学は、人々の健康問題の複雑化、保健医療の高度化、安全で安心な医療を求める社会のニーズの高まり等を受けて、質の高い看護職の育成を求める県民の期待に応じて設置され、保健医療福祉の場で活躍する卒業生を輩出してきた。多様化・国際化が進む社会の中で、幅広い視野から看護を科学的に実践できる人間性豊かな看護職を育成するよう学士課程教育の充実を図る。

県立芸術大学は、建学の理念に基づき、美術・工芸・音楽・芸能の芸術分野における有為な人材育成、沖縄における伝統芸能の継承と新たな芸術の創造に資する人材養成を成すことにある。そして、開学以来、社会のニーズに応じた質の高い研究、教育理論と指導システムの確立をもってその教育拠点となり、本県の芸術文化振興の負託に応えるとともに、産学共同事業や地域貢献を通じてその研究活動の成果を広く社会還元する使命を担ってきた。開学30周年を迎え、少子高齢化社会、世界的な社会経済の急激な変化の中で、改めて「知の拠点」としての存在価値を問い直し、指標・目標を確認して、自らの組織改革を含む教育内容の早急な見直しが必要である。また、国公立五芸術大学の中でも独自の文化を育み、アジア地域と通底する文化的・地理的存在をもつ本学の国際的な発信力や対外交流活動をさらに強く推進していく。

(1)教育内容の充実

①基本的な考え方

県立看護大学の学士課程教育においては、豊かな人間性と高い専門性をもった看護職の育成を目指している。そこで、人間としての成長を助け、専門職としての能力を生涯にわたって培っていけるよう教育内容を充実する。教育成果を保証するために、教育目標に向かって学生が主体的に学習に取り組める教育条件の整備、教育目標への到達を適切に把握し、厳正な評価が可能となるシステムを構築し機能させる。また、学ぶ意欲と基礎的能力を有する学生を安定的に確保するために、学生や社会状況に即した入学選抜方法を開発する。さらに、学生の能力は、教育課程だけでなく学生生活全般を通して獲得されるものであることから学生指導を含め、多様な側面から教育活動を行う。

県立芸術大学の学士課程教育においては、人間形成に不可欠な物事を深く捉える「心の眼」の豊かさを育み、モノづくりや演奏、舞踊など多彩な身体表現を通じて、共感する力を含めた幅の広いコミュニケーション能力を養う教育内容をさらに研究し推し進める。学生の学習モチベーション、教員の指導力を向上させる

ためのFD^{注1}・SD^{注2}活動を組織的に取り組む。さらにシラバスの検証と検討を含め、学部における自己点検評価を年次ごとに明確化する。学年ごとの教育目標と意義を今一度見直し、基礎教育の検討、教養科目の見直しと新設、ニーズに合った専門科目の有効な開発に努める。また、地域連携した専門授業の開発、アートマネジメントやキャリア教育の拡充、国際交流の研究活動の応用など、社会連携した大学の教育内容の充実を図る必要がある。

5

②主要課題

(県立看護大学)

ア 大学が目指す人材育成を実現するために、入学方針に沿った入学生を安定的に受け入れる必要がある。(入学生の安定的な受け入れ)

10

イ 大学での教育の成果を保証するために、‘単位の実質化’を図る必要がある。(単位の実質化)

ウ 本学の教育目的に向かって前進していくためには、全教職員が建学の精神を理解し、個々の持てる力を発揮しながら協働連携して教育に取り組む必要がある。(教職員の協働連携)

15

エ 学生が安定して学生生活が営めるよう、学生支援を充実する必要がある。(学生支援)

(県立芸術大学)

ア アドミッション・ポリシーに則り、本学で学ぶことに高い意義を見出し、将来性のある入学生を獲得するために、入試における幅広い設定と大学広報の見直しが必要である。

20

イ 教養科目は社会性や人間性の豊かな素養を育むだけでなく、本学の芸術的修練、専門教育の礎であり、専門教育との有機的な連携をさらに模索し、社会のニーズに応える幅広い教養科目を構築するため、全学教育センター機能の充実強化を図る必要がある。

25

ウ 芸術基礎教育と専門教育について、美術工芸学部では造形基礎等の本来の芸術基礎科目と専門教育における基礎科目との関連性、有効性を見直す必要がある。

エ 芸術系大学の社会的存在が見直される中、卒業後の就職率を含め、養成された人材を評価する指標、学部教育の充実を図るため、芸術専門教育の成果を評価する指標を明確にする必要がある。

30

注1 FD(ファカルティ・ディベロップメント)教員が授業内容・方法を改善し、教育力を向上させるための組織的な取組

35

注2 SD(スタッフ・ディベロップメント)事務職員や技術職員等を対象に、資質を向上させるための組織的な取組

③施策の方向

(県立看護大学)

- ア 入学方針に沿った学生が得られているかを検証しつつ、学ぶ意欲と能力をもった学生を得るために多様な入学選抜方法を開発する。さらに、初等中等学校の児童生徒に対して大学への関心を高める取組を通して受験生の裾野を広げる。 5
- イ ‘単位の実質化’が大学の教育の質を保証するために不可欠な要素であり、大学教育の根幹であるとの共通認識のもとに、全学的に継続的に取り組む。学生の自主的学習を促すための教育方法の開発や教育環境の整備、厳正な成績評価により学生の学習成果を保証することなど、総合的な観点から取り組む。
- ウ 各教員が、教育研究活動の中で広い視野に立って目的意識を共有し、具体的な活動の協働を通して互いの考えを知り、課題の解決に調和的に取り組む機会に参加する。 10
- エ 学生を取り巻く社会の変化や学生生活状況の変化を把握し、必要な学生支援を継続的に実施できるような支援体制をとる。さらに、検証を重ねて改善していく。 15

(県立芸術大学)

- ア 志願者の減少傾向を改善するため、入試において全学的な分離分割方式による二次試験の実施など、定員の充足率の向上を図る。さらに全学的な学生の修学支援、学生生活の改善を図る。
全学広報室（仮称）を設置し、大学の活動成果をホームページなどで行い、広報活動の充実強化に取り組む。 20
- イ 全学教育センターを通じて、資格課程を含め総合教育科目並びに共通教育科目の見直しを行う。
- ウ 本来の芸術基礎教育と専門基礎教育の関連性と有効性の両面を専攻全体で確認するとともに、シラバスを充実させ、学生の修学のモチベーションを高める。 25
- エ 卒業生に関し、芸術文化の振興に貢献している具体例及び産業界や教育界に輩出している情報を収集し、周知を図る。

(2)教育実施体制の充実

①基本的な考え方

県立看護大学の学士課程教育を推進するために、教員の教育研究能力の向上、教育実施体制及び教育の質改善のためのシステムを充実する。専門教育のレベルには教員の専門領域における教育研究能力が反映されることから、教員の教育研究能力を高めるための全学的・継続的な取組をする。また、教育目標を達成するよう教員の配置を適正に行うとともに、人材育成及び獲得を計画的に遂行する。 30

臨地実習が看護学教育上重要であることから、実践現場の教育力を高める取組を行う。さらに、教員活動評価を適切に実施することによって教員活動の活性化を図り、学生の学習成果の評価や教育実施体制を充実させる。 35

県立芸術大学の学士課程教育の質の向上は、教員の教育指導能力、教育研究能

力、教育環境の整備等の複合力によって反映され、教員相互の組織体制によってより実質的な効果が発揮できる。変動の激しい社会状況の中にあっても、芸術大学の主な教育目的は優れた芸術家、研究者、教育者を育てることにある。教員の教育研究能力をさらに高めるには、大学自身が、中・長期計画の下、教育体制としての学科再編及び適正な人事配置、運営体制の組織的見直しを行う必要がある。 5

②主要課題

(県立看護大学)

- ア 専門領域における教育研究能力及び実践能力を維持向上するための体制をつくり、教員の資質を高める必要がある。(教員の資質向上)
- イ 教育研究能力を有する人材を長期的展望をもって確保・育成し、教員を適正に配置し人材を活用する必要がある。(教員の育成・確保、適正な配置) 10
- ウ 学習成果の評価、教育活動の評価のシステムの構築、教員が自らの活動を評価しその成果を教育研究に生かす仕組みを発展・定着させる必要がある。(教育の質改善のためのシステムの構築と機能)

(県立芸術大学)

- ア 県立芸術大学は、美術工芸学部において分散したキャンパスの下で授業を行っているが、キャンパス総合移転計画を含めた中・長期将来計画の下、学科再編及び適正な人員再配置を行い、組織力の改善、教員の授業持ちコマ数の格差解消等、適正な教育環境整備に努める必要がある。 15
- イ 大学教育・研究成果の社会還元を促進するため、地域に根ざした地域貢献、地域連携授業、産官学連携プロジェクト等のさらなる開発を行う必要がある。 20
- ウ 卒業する学生の就職率の向上、企画力や実践経験を生かした人材育成を行うため、教養と専門におけるキャリア教育の充実、アートマネージメント科目の新設を行う必要がある。
- エ 国内外の芸術系大学との共同授業の実施、海外派遣留学、国際交流事業を通じた共同研究をさらに促進し、学内の教育環境を活性化し、国際的な芸術文化活動に寄与する必要がある。 25

③施策の方向

(県立看護大学)

- ア 教員の教育研究能力を高めるために、日々の教育研究活動を基盤とした継続的なFDを実施していく。また、実践能力の維持向上及び教育研究の基盤を広げ、相互理解を深め教育研究を推進するために、実践現場との人事交流を含めた現場での研修等の機会を広げる。 30
- イ 教育目標を中長期的に見据えて、人材の確保及び育成をしていく。そのために若手教員の教育研究能力を高めるためのFDや支援体制を整えるとともに、教育補助者の教育実践能力を高める取組も行う。 35
- ウ 教育活動や学生の学習成果を評価するシステムを構築するとともに、大学教員としての活動を継続的に点検・自己評価し、改善していく取組を個人、学内組織、大学全体レベルで有機的に行えるよう効率化を図りながら充実していく。

（県立芸術大学）

- ア 教員の持ちコマ数の格差解消に努め、授業を複数兼務する教員の負担を軽減する。本学に相應しいカリキュラムの開発を行う。また、FD・SD活動を組織的に取り組む。
- イ 大学における教育・研究成果を、地域（産地を含めた）への社会還元として、地域貢献・連携事業、並びに産官学連携プロジェクトを積極的に実施する。また、人材育成を伴った成果を大学での教育・研究へ活用する循環型の地域連携に取り組む。
- ウ 教養教育と専門教育におけるキャリア教育の充実を図り、卒業後を見据えた人材育成を行う。また、アートマネジメントに関する科目を開設する。
- エ 国内外の芸術系大学と単位互換を含めた共同授業を実施し、学生数の少ない本学の教育環境の活性化を図る。さらに国際交流を推進するため、姉妹校の修学内容等の点検を行い、私費留学生の受入れを含め留学制度を拡充させる。

5

10

15

20

25

30

35

40

1 2 大学院教育の強化 〔大学院教育の強化〕（県立大学）

21世紀に予測される労働力人口の減少傾向の中で、保健医療福祉に関する対人サービスを担う専門家の養成と確保は重要な課題である。病院や施設内におけるケアばかりでなく、在宅療養者も含めて、人権を尊重しながら、自主性と生活の質向上に向けて行う保健看護的支援には高度の知識と技術が要求される。

特に少子高齢化率が高い離島地区を多く抱えている島しょ県沖縄の使命として、島しょ看護に関する高度で包括的な実践力を備えた看護専門職業人としてのリーダー養成は不可欠である。

このような地域特性に対応できる高度なケアを実践できる専門看護師等の実践家、看護の管理者、学習や教育の原理を統合して看護教育に応用する教育者、研究活動によって新しい看護知識の創出に貢献する研究者、保健看護活動を通して新しい学問の創出に貢献できる人材養成を目指した大学院教育の充実を図ることが必要である。

沖縄県立芸術大学は、芸術の各分野における高度な専門的能力を養成することを目的としている。その上で、沖縄の伝統芸術の技術的特徴や、それらを生成した歴史的・文化的・風土的特性等にも配慮した高度な実技教育を行うとともに、芸術の普遍性
の見地から、広く東西の美意識に関わる哲学的・美学的・文化的反省に立った芸術教育を行っている。

これらの教育活動を通じて、芸術文化に対する深い理解と感性をもち、創造力豊かで、将来の社会における芸術分野の幅広い実践活動を担う制作者、演奏家や研究者、芸術教育の場における専門的指導者となり得る人材の育成を目指した大学院教育の充実を図る必要がある。

(1)教育内容の充実

①基本的な考え方

看護大学研究科においては、グローバル化、少子・高齢化、ICT化、価値の多様化に伴う保健看護上のニーズや課題に対応できる質の高い教育を提供する。博士前期課程では、広い視野に立って看護における高度なケアの実践や教育のできる専門的能力や研究能力を養う。博士後期課程では、看護分野における研究者として自立した研究活動を行うために必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う。これらの教育の充実を図るために、大学院教育の実質化を推進し、学位の国際的な通用性や質の確保を担保する教育内容の充実を図る。

芸術大学修士課程においては、芸術文化に対する深い理解と感性をもつ人材を育成するために、専門領域の教育の強化とともに、基礎的素養を涵養する教育の充実を推進する。博士課程においては、高度に専門的な芸術研究をより一層推進するために、実践面と理論面との協同による研究を重視した教育内容の充実を図る。両課程を通じて、国際交流を推進し、芸術創造および芸術研究の分野で世界的に活躍しうる高度に専門的な人材を育成する。

②主要課題

(県立看護大学)

ア 看護並びに保健・医療・福祉を取り巻く幅広い領域を視野に入れた学生の確保と社会人の受け入れ体制の充実を図る必要がある。

イ 博士前期課程及び博士後期課程の教育内容の充実を図る必要がある。

5

ウ 厳正な基準の下での成績評価を実施する必要がある。

エ よりよい学習環境をつくるため、学生支援の充実を図る必要がある。

オ 島しょ・過疎地域において活躍できる高度な包括的専門看護師を育成するための教育プログラムの開発が必要である。

カ 高度実践看護師を育成するために、従来の専門看護師教育課程のカリキュラムを強化する必要がある。

10

(県立芸術大学)

ア 修士課程においては、教育課程の体系化、指導計画の明確化により、教育の質と客観性を高める必要がある。

イ 博士課程においては学位審査基準の整備及び実技系博士における学位論文及び作品の審査基準の明確化が必要である。

15

ウ 教育の国際化を促進するため、海外との交流の機会を増やし、世界に発信する指導的な人材を増やしていく必要がある。

③施策の方向

(県立看護大学)

20

ア 豊かな看護経験を有し、将来、看護ならびに保健・医療・福祉などの領域において指導者として活躍できる人材の受け入れを図る。さらに入学応募者の増加を図るために、入学準備教育指導体制の導入や受験資格を与えるための学力認定試験の方法を検討する。

イ 学生の能力向上のためのコースワークを充実するとともに、学生間のピアレビューや複数指導教員体制による多角的な視点での学生の研究能力の向上を図る。

25

ウ 各科目の成績評価及び学位授与の厳正な基準の下での実施、学位授与率の向上を目指す。

エ 有職学生及び遠隔居住学生の支援体制の充実を図る。リサーチ・アシスタント、ティーチング・アシスタントの適切な活用を推進し、活性化を図る。さらに、学期末ごとに学生の学習の進捗状況や満足度などの意見を集約し、学習支援体制を充実・改善する。

30

オ 島しょ・過疎地域における包括的専門看護師の人材養成プログラムを開発し、当該地域で就業する看護職者の高度実践能力の向上を目指す。

カ 専門看護師教育課程の新基準に見合った専門看護師教育プログラムを開発し、高度な看護実践能力の向上を図る。

(県立芸術大学)

35

ア 大学院の教育課程において、専門分野の教育と、基礎となる素養を涵養する教育とを体系的に配置したカリキュラムを新たに構築するとともに、研究計画書に基づいた教育の推進と成果の事後検証に取り組む。

イ 博士課程においては、芸術文化学専攻の中に、実技系の高度な指導者を育成する芸術表現研究領域を開設する。

ウ 海外との協定締結校を増やし、学生・教員の交流を促進する。

(2)教育実施体制の充実

5

①基本的な考え方

県立看護大学においては、修得すべき知識・能力が明確な学位プログラムを有する大学院教育を確立し、授与する学位に見合う教育の成果を保証する組織的な教育・研究指導体制の確立を目指す。また、高度な学術研究を基盤とした教育を展開し、創造性豊かな優れた研究・開発能力と高度な専門的知識・能力を持つ人材を養成するための教育指導体制の充実を図る。

10

県立芸術大学においては、大学院教育において高度に専門的な教育を推進するために、教育効果のあがる研究室体制を築く必要があり、さらに他大学との交流によって、最先端の教育が可能な環境を整備する必要がある。

②主要課題

15

(県立看護大学)

ア 教員の確保及び研究指導教員の育成を図る必要がある。

イ 高度な教育を実施するために組織的な研究指導体制の整備と、専門性を考慮した学外からの教員の活用を図る必要がある。

ウ 教育の質の改善のためのシステムを整備する必要がある。

20

エ 図書や情報システムなど学習環境の整備と遠隔教育システムの充実を図る必要がある。

オ 国内外の大学との交流、学生や研究員などの人的な交流を拡大させ、国際的な共同研究体制の構築を図る必要がある。

(県立芸術大学)

ア 大学院の各専攻の入学定員が小さいため、一部の専攻では入学希望者と専攻定員との間でアンバランスを生じている。これを解消するために、入学定員を見直す必要がある。

25

イ 専門的な教育をさらに充実させるために、海外の姉妹校の他、国内芸術系大学、県内の大学との教育交流を推進する必要がある。

ウ 博士課程への実技領域導入に伴い、修士課程においても、博士課程への進学を見通したカリキュラムを構築する必要がある。

30

③施策の方向

(県立看護大学)

ア 専門領域の教育・研究に卓越した教育研究者を確保するとともに、若手教員の学位取得率を高めるための支援体制を構築する。

35

イ 学位論文の厳格な審査と、適切な年限内での学位取得のために、複数指導体制の充実を図る。

ウ 国内外の大学などにおけるFD研修への参加を推進する。学生の授業評価を取り入れた評価システムを整備し、研究指導能力の向上と指導方法の改善を目指す。さらに、長期履修学生制度を推進し、社会人学生が学びやすい教育環境、体制の構築を目指す。

40

エ 学術雑誌や図書 の 充実、電子図書館機能の活性化、情報アクセス環境の充実を図り、遠隔教育システムの質の改善を目指す。

オ 国外の大学提携大学(ハワイ大学や台北医学大学など)との交流を目的に、教育研修や共同研究を推進する。

(県立芸術大学)

5

ア 大学院への入学希望者と専攻定員との間のアンバランスを解消するため、志願倍率の高い専攻においては定員を増員する。

イ 海外の姉妹校との交流を拡充する他、国内芸術系大学との単位互換を含む共同交流授業の開発を推進するとともに、県内大学とのコンソーシアムを通じた単位互換等の協同活動を推進する。

10

ウ 修士課程の実技系専攻において、学術的研究の基礎となる演習科目を創設する。

15

20

1 3 大学の教育研究の推進と基盤の強化 〔教育研究の推進と基盤の強化〕（県立大学）

県立看護大学は、研究環境の整備や教員個々の研究能力の向上を図ることにより、専門分野の学術活動を活性化し、研究成果を地域に還元するとともに、世界に向けて沖縄から発信する。 5

大学院博士課程を有する島しょ県の看護大学としての特性を生かし、国内及び東南アジアや環太平洋地域をはじめとする世界の島しょ地域と連携しながら、離島や過疎地域における健康問題や看護実践上の課題に取り組む看護学の新たな分野を開拓する。

個々の教員の専門性を生かした研究を推進しつつ、大学の教育目標の達成に向けて研究成果を蓄積する。 10

県立芸術大学の果たす役割は、建学の理念に基づいた美術、工芸、音楽、芸能の芸術分野における有為な人材を育成することである。その中で本学の特色となっている沖縄の伝統芸術の継承と新たな芸術の創造及び時代の要請に対応できる人材の養成は重要である。 15

また、質の高い研究、教育理論に基づく教育研究システムを確立し、本県の芸術文化の振興を図るとともに、芸術文化の国際交流を一層充実する必要がある。

世界的な芸術文化を修得し、国際的レベルの芸術家の育成を図るとともに、伝統芸術文化の地域的個性を生かした教育研究に努め、併せてアジア地域における芸術文化との融合、調和を基本とした内発的多様性を探求することによって伝統芸術の継承と新たな芸術の創造に取り組む必要がある。そのためには、個々の教員の専門性の研究をさらに深化させ、県立芸術大学の役割の実践、目標達成に向けた教育研究の推進と基盤を強化する必要がある。 20

(1)教育研究の充実 25

①基本的な考え方

県立看護大学においては、グローバル化する知識基盤社会、学習社会において、国際的通用性、信頼性の向上を図るため、教育研究機能の強化を推進する。そのためには、科学研究費や外部研究資金等の積極的導入を図り、プロジェクト研究の推進や教育研究費の有効活用を図る。教員は研究能力の向上に努めると共に、国内外の研究者との人的交流を図り、本県の保健・医療・福祉の課題に答えうる地域に根ざした研究活動の実現を図る。 30

県立芸術大学においては、本学の特色である沖縄における伝統芸術の継承と新たな芸術の創造に資する人材の育成が重要であり、質の高い研究、教育システムを確立し、さらに国際的に活躍できる人材を輩出するための教育研究の推進を図る。 35

②主要課題

（県立看護大学）

ア 教員個々の研究活動の実績にばらつきがあり、外部の競争的研究費の採択率を高める必要がある。 40

イ 県内の離島における実践的な研究に加えて、専門分野・領域を超えて大学の共通目標に向かう共同研究を推進する必要がある。

ウ 実践現場の看護職者等や学内外の研究者との学際的な共同研究を推進する。

(県立芸術大学)

ア 教員個々の研究活動の一層の充実を図るため、プロジェクト研究の推進や教育研究費の有効活用、外部資金獲得などについて組織的な取組を推進する必要がある。 5

イ 本学の芸術力を国際的水準に高めるため国内外のさまざまな研究機関との共同研究を行い、教育研究機関として機能向上を図る必要がある。

ウ 地域に開かれ、貢献する大学として地域の芸術教育の振興に一層努める必要がある。 10

③施策の方法

(県立看護大学)

ア 外部研究費の獲得を推進するために、教員個々の研究能力の向上や研究環境の整備を図り、研究活動を活性化するための組織的な取組を推進する。 15

イ 専門分野・領域を超えて大学の共通目標に向かうプロジェクト研究を推進する。

ウ 実践現場の看護職者等や学内外の研究者との学際的な共同研究を推進する。

(県立芸術大学)

ア プロジェクト研究の推進や教育研究費の有効活用、外部資金獲得などについて組織的な取組を推進する。 20

イ 姉妹校の拡大、教育研究の交流及び国内外の研究者との共同研究を推進する。

ウ 地域の芸術分野の団体及び指導者、実践者との交流により、地域の伝統芸術振興に密着した取組を推進する。

25

(2)教育研究施設・設備の整備の推進

①基本的な考え方

県立看護大学では、優れた人材の育成や創造的・先進的な研究開発を推進するため、国内外の研究者との学術的交流を推進する。大学の教育研究資源へのアクセスを高めるため、附属図書館の電子機能の充実や遠隔地の利用者ニーズに対応できる運用体制など、重点的・計画的に整備を推進する。 30

県立芸術大学は、開学から25年にわたり芸術にかかる教育研究水準の向上において首里当蔵キャンパス、首里金城キャンパスの教育研究施設の整備を図り、芸術分野の総合大学として少人数授業による密度の高い独自の教育を行ってきた。その間に施設の老朽化が進行したため、美術工芸学部の一部を首里崎山キャンパスに新築移転した。教育研究の充実、国内外との交流、情報発信を促進させるための教育施設・設備の整備についてさらに推進する。 35

②主要課題

(県立看護大学)

- ア 島しょ県沖縄での教育研究を支えるICT環境（通信機器、通信費用、遠隔システムの操作性・簡便性）の様々な制約を解決していく必要がある。
- イ プロジェクト研究、学際的研究など共同研究の研究費を中長期的に獲得・用意する必要がある。
- ウ 図書館の収蔵図書や雑誌・文献など、遠隔地からのアクセスを可能とする図書館機能の電子化の促進が必要である。

5

（県立芸術大学）

- ア 県立芸術大学のICT環境を整備し、情報発信を推進する必要がある。
- イ 県外、県内の遠隔地からの入学者のための学生寮の整備並びに留学生、共同研究者の宿泊施設を整備する必要がある。
- ウ 附属図書・芸術資料館に関しては、機能の充実を図り運用体制を整備する。

10

③施策の方向

（県立看護大学）

- ア 遠隔地の大学院生・看護職者の研究指導、実践現場との共同研究の基盤となるICT環境の整備と充実を図る。
- イ 教員の学習ニーズを踏まえ、研究リテラシーに関連するコースワークの開発や支援体制の充実を図る。
- ウ 図書館の収蔵図書及び情報の効果的利用や質的充実、図書館機能の電子化の促進による利用者ニーズに的確に対応できる運用体制の整備を図る。

15

（県立芸術大学）

- ア 本学の特色である芸術文化活動の情報発信、教育情報のリアルタイムの提供のためのホームページの充実化、キャンパス分離に伴う学生サービスの維持向上のためのオンラインシステムの推進を図る。
- イ 首里当蔵と首里崎山に分かれたキャンパスの再統合について、県の財政的負担や両キャンパスの立地条件等を勘案しながら検討していく。
- ウ 附属図書・芸術資料館の充実並びに専任の司書及び学芸員を配置し、利用者のニーズに対応した体制を整備する。

20

25

30

35

40

14 大学による社会貢献の推進 〔社会貢献の推進〕（県立大学）

少子高齢化による超高齢社会に向かい、誰もが生涯学習を通して生涯現役で社会に貢献することを目指している。

県立看護大学においては、本学の使命「保健医療福祉の分野において小さな離島や過疎地域であっても県民の期待に応えうる、質の高い看護職者の育成を図ること」の実現に向け、看護教育・研究だけでなく、看護実践の中核的機関として社会貢献することが求められている。国内でも有数の有人離島を持つ島しょ県として、本学の看護教育・研究機能を看護職者の生涯学習に生かし、いかなる地域においても県民の期待

中でも、島しょ・過疎地域の看護職者の人材養成と人材確保は都市地域とは異なる取組が求められている。そのためには、行政、大学、看護学校、保健医療機関等との協働による新たな人材養成プログラムや人材確保プログラムの開発を推進する。

県立芸術大学においては、建学の理念、設置の基本構想に基づき、開かれた大学として、その実践成果を広く県民に還元し、沖縄の地域文化の活性化に貢献するとともに、大学と地域の相互交流を目指している。

(1) 地域振興に貢献する取組の充実

① 基本的な考え方

県立看護大学においては、沖縄県のどこでも、だれでも心豊かで安全・安心に暮らせる島づくりには、「健康・長寿」が重要な課題であると考えている。その課題に看護職者として取り組むためには、継続的で段階的な人材養成と安定的な人材確保のシステム化が図られなければならない。その実現には、人材養成の責任を負う県立看護大学と人材確保の責任を負う行政の協働連携を基盤とした県内の多様な関係機関とのネットワーク化に努める。特に、離島・過疎地域に看護職者の人材養成や人材確保のために新たな取組を開発する。

県立芸術大学において、美術工芸学部では、サマースクール・公開講座等の充実を図り、各専攻においても、地域貢献、地域連携、産官学連携を目的とした取組を行う必要がある。音楽学部では、演奏会や出張演奏を広く県民に鑑賞の機会を提供する取組として組織的に行う必要がある。

附属研究所では、毎年実施している公開講座の一層の拡充を図るとともに、沖縄県立芸術大学移動大学を充実させ、社会人向け生涯教育のプログラムの開発に取り組む。

② 主要課題

（県立看護大学）

ア 全県の看護職者の人材養成・人材確保のビジョンづくりに取り組む必要がある。

イ 人材養成と人材確保は独立した取組ではなく、協働で取り組む必要がある。

- ウ 看護職者の継続的で段階的な研修プログラムを開発する必要がある。
- エ 離島・過疎地域の看護職の人材養成と人材確保は新たな取組が必要である。
- オ 看護職者の人材養成・人材確保のシステム化を発展させるために、実践データの蓄積や研究が必要である。

(県立芸術大学)

5

ア 美術工芸学部、音楽学部で行っている公開講座・サマースクール等の充実を図る必要がある。

イ 学生参加による地域貢献を授業として積極的に行う必要がある。

ウ 小・中・高等学校教育と連携した地域貢献活動を充実させる必要がある。

エ 附属研究所が行っている公開講座・文化講座、移動大学の充実を図る必要がある。

10

オ 産官学連携事業や市町村との連携授業などをより充実していく必要がある。

③施策の方向

(県立看護大学)

ア 中長期的な沖縄県の看護職者の人材養成・人材確保ビジョンづくりに取り組む。

15

イ ビジョンの推進のために、全県の看護のリーダーによる人材養成・人材確保ネットワーク会議を開催する。

ウ 人材養成は、遠隔情報システムも活用して充実させる。

エ 人材確保は、行政などと協働で看護職者の人事交流に大学の研修を有機的に連携させ推進する。

20

オ 国内外の先進地の情報収集と調査研究を進め、その評価を行う。

(県立芸術大学)

ア 美術工芸学部、音楽学部で行う公開講座・サマースクール等の内容を点検し、一層の充実を図る。

25

イ 学生参加による地域貢献授業の充実を図る。

ウ 小・中・高等学校と連携し、出前授業、レクチャーコンサート等の充実を図る。

エ 生涯学習推進体制と県民カレッジと連携し、社会人向け沖縄文化の講義の単位化を検討する。また、移動大学を発展的に拡大した沖縄文化総合体験学習プログラム等の検討を行う。

30

オ 産官学連携プロジェクト、市町村との連携事業を積極的に取り組む。

35